

# 13. オーストラリア

(ロード・ハウ島及び南極における  
オーストラリアの地域を含む。)

Australie

(Ile Lord Howe 及び les territoires  
antarctiques australiens を含む。)

(Australia)

(Lord Howe Island 及び Australian  
Antarctic Territories を含む。)

## 送達 条件

### 送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
  - (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
  - (2) 課税品包有書状.....取り扱う(様式 CN 22 の緑色の票符を付さなければならない。)
  - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....1枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
  - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の外部
  - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....英語
2. 速達.....取り扱う。
3. 保険付書状.....取り扱わない。
4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱わない。
5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱わない。
6. 名あて国における保管期間.....14日(留置郵便物については、30日)
7. 特別郵袋印刷物
  - (1) すべての名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱う。
  - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....郵袋の外部
8. その他の特別な条件  
郵便物が差し押さえられた場合に行う差出国への通報は、税関当局から得られる情報又は

同国の法令の範囲内に限る。

## 送達条件(小包)

### 1. 小包の種類..... 連合小包

#### (1) 大きさ及び重量の最高限

##### (ア) 平面路小包

大きさ.....長さ 1.05 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 2 メートル

重量.....30 キログラム

##### (イ) 航空路小包

大きさ.....長さ 1.05 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 2 メートル

重量.....30 キログラム

##### (ウ) SAL 小包

大きさ.....長さ 1.05 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 2 メートル

重量.....30 キログラム

### 2. 税関告知書 CN23 の所要枚数..... 1 枚

### 3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語..... 英語

### 4. 速達..... 取り扱わない。

### 5. 保険付小包..... 取り扱う。

保険金額の最高限..... 2,500 SDR

### 6. 取戻し及びあて名変更..... 取り扱わない。

### 7. 小包の配達方法..... 配達人による配達及び窓口交付

### 8. 普通小包に対する受取通知..... 取り扱う。

### 9. 名あて国における保管期間

#### (1) 到着が受取人に通知された小包

普通の場合..... 14 日

例外の場合..... 14 日

#### (2) 到着通知書を発送することができなかった小包又は留置小包..... 30 日

### 10. その他の特別な条件

(1) 郵便物が差し押さえられた場合に行う差出国への通報は、税関当局から得られる情報又は同国の法令の範囲内に限る。(小終 5.1)

(2) 配達不能となった場合の取扱い方に関し、差出しの際に行うべき指示事項として、「最も経済的な線路」を指示した場合でも、「航空便」により返送される。

## 送達条件(国際スピード郵便)

1. 取扱地域.....全地域(クリスマス、ココス、ノーフォーク及びロード・ハウ島を除く。)
2. 大きさ及び重量の最高限
  - (1) 大きさ.....長さ1.5メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計3メートル
  - (2) 重量.....20 キログラム
3. 必要な記載、税関用紙等
  - (1) 業務用書類等を送る場合.....「Business Papers」の記載
  - (2) その他の物品を送る場合.....税関告知書 CN22 又は税関告知書 CN23(商品見本又は商品の場合は、さらにインボイス1通)
4. 税関告知書 CN23 の所要枚数.....1枚
5. 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....英語
6. 配達日.....月曜～金曜(祝日の配達は行わない。)
7. 配達方法
  - (1)あて所への配達.....行う(ただし、課税されたものは、税関窓口で交付される場合がある)。
  - (2)私書箱への配達.....行う。
  - (3)窓口での交付.....行う。
8. 国際スピード郵便の名称.....International Priority Paid

## 禁 制 品 各国共通の条件を参照

### 1. 通常郵便物

#### 1.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

##### 1.1.1 禁止物品

収集用切手類...収集用切手を包有した書留とした郵便物で虚偽のあて名を有するもの  
地金、紙幣...地金又は紙幣

貴重品...宝石、貴金属、珠玉、証書、硬貨、その他譲渡可能な有価証券のような貴重品  
を包有する書留書状

雑件...その他の禁止物品及び条件付許容物品については、2.参照

### 2. 小包郵便物

#### 2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

##### 2.1.1 公安上の理由によるもの

### 2.1.1.2 条件付許容物品

催淫剤、グリコール...次に掲げる物品は、名あて国の保健局長 (Director General of Health) の許可を得ている場合に限り許される。

- カンタリス又はその他の催淫剤
- グリコールを含有する食品、飲料及び医薬品

印刷物、衣類等...次に掲げる物品は、名あて国の税関当局の許可を得ている場合に限り許される。

- 暴力による名あて国政府の転覆、あらゆる法律の破棄、官公吏の暗殺及び財産の不法な破壊を扇動するおそれのある文書
- 引火しやすい布で作った子供服

### 2.1.2 公衆衛生上の理由によるもの

#### 2.1.2.1 禁止物品

寝具等...中古の寝具。毛のくず、綿くずその他のぼろ及びそれらで作られた寝具その他の物品

あへん用パイプ...あへん用パイプ並びにその部品及び付属品

茶がら...茶がら

結核予防薬...結核予防薬

容器...わら及びその他の植物素材を梱包材として使用してはならない。果物、野菜、卵又は肉のダンボール箱 (新品、中古に関わらず) を梱包材として使用してはならない。

生物...すべての生物 (卵の状態を含む。 )。

肉、肉製品...肉、肉の入った食品。動物素材の入った治療薬及び薬品、動物製品。

果物、野菜...すべての果物及び野菜。果物製品及び野菜製品 (これ以外は、2.1.3.2『植物』を参照)。

乳製品、卵...チーズ、牛乳及びその他の乳製品。卵若しくは10%以上の乳製品の入った食品。

植物、種子及び土...植物 (根、球根、種子等の植物素材を含む。 ) 種子、土及び砂。土壤肥料、植物素材でよごれた靴及び用具類。種子、砂、土又はわらの入った贈答品及びおもちゃ (これ以外は、2.1.3.2『植物』を参照)。

乾燥植物素材...種子、果物の皮のような品目の入った茶。ハーブ、種子、樹皮、キノコ及び乾燥植物素材の入った治療薬、薬品及び食品 (これ以外は、2.1.3.2『植物』を参照)。

手工芸品...みやげ物品、工芸品及び未加工の原皮、羽、歯、骨及びその他の動物の部分から作られた物品。ドライフラワー及びポプリ。種子、松ぼっくり、樹皮殻、わら又はこれらの入った製品 (これ以外は、2.1.3.2『動物、動物製品』、『植物』を参照)。

実験用品...医療用動物サンプル、診断器具及び微生物。

#### 2.1.2.2 条件付許容物品

治療用品、有害な商品、中古の衣類など...次に掲げる物品は、名あて国の保健局長 (Director General of Health) の許可を得ている場合に限り許される。

- 麻酔剤、幻覚剤、アンフェタミン及びその他の中枢神経系に対する刺激物並びにバ

#### ルピツール剤(催眠剤の一種)

- 電気、超音波、磁気又は放射性元素の作用により治療効果をもつ物品
- 中古の麻袋は、90 日間留め置かれた後、場合によっては名あて国の主任検疫官 (Chief of Quarantine Officer) の指示に基づく消毒手続を経たもの
- 公衆に対して危険、かつ、有害とされる商品
- 宿酔、酒精中毒、ニコチン中毒又はあへん、コカインその他の薬品中毒の解毒剤
- アプサントオイル
- 内服薬及び外用薬
- 危険な化学物質で作られた衣類及び布
- 科学上の目的で使用される人間の骨及び組織
- 中古のじゅうたん及びその類似品
- 中古の衣料(自己又は家族用に輸入する物を除く。)
- 種痘用ワクチン、乳剤及び血漿
- 病原菌、細菌及び病原体並びにこれらを含み又は含有しているおそれのある培養菌、ビールス等の物質

菓子...酒精飲料入りの菓子は、名あて国の税関当局の許可を得ている場合に限り許される。

非伝染性物質、医薬品等...非伝染性物質、医療上の目的とされる毒物又は医薬品は、所定の条件にかなっている場合に限り許される。伝染性物質は認められない。

### 2.1.3 動植物保護の理由によるもの

#### 2.1.3.1 禁止物品

動物製品等...蜂の巣、動物性の肥料(グアノを除く。)、動物のぼうこう、卵の包装用品、中古の動物用世話具(馬具を除く。)、乾燥させた血液及び血液たん白質、動物の胃袋及びその未加工のエキス、動物の精液、鳥の死がい及び食用部分(家きんを含む。)、鳥の羽根並びに殻つきのかき

#### 2.1.3.2 条件付許容物品

肉製品...生肉、冷凍肉、乾燥肉、燻製の肉、塩漬けの肉及び缶製品を含むすべての肉製品は、名あて国の検疫所(Australian Quarantine and Inspection Service)の許可を得ている場合に限り許される。

動物、動物製品...動物、なめしていない皮革で作った太鼓、狩の記念品その他のあらゆる動物製品、ワクチン又は培養体及び蜂蜜は、名あて国の税関当局又は検疫課 (service de la santE) の許可を得ている場合に限り許される。生きた魚及び魚の卵は、関税・一般税務担当相の許可を得、かつ、衛生規則を遵守している場合に限り許される。蜂蜜は、名あて国の主任検疫官にあてて発送される場合に限り許される。動物の毛は、その洗滌についての明細書がある場合に限り許される。爬虫類及び魚の皮は、名あて国の検疫担当官の許可がある場合に限り許される。重量が3ポンド(1.362 キログラム)以下の羊毛及び羊毛の見本は、発送及び消毒について名あて国の規定する条件を満たし、かつ、船便によって発送される場合に限り許される。魚及び鯨で作られた家畜用飼料は、船便によって発送される場

合に限り許される。昆虫及び昆虫の寄生虫は、実験又は動植物保護を目的とするもので検疫所長の許可を得ているもの に限り許される。

植物...植物(米などの穀類、果物、野菜その他植物防疫法で定めるものをいう。)については、昭和25年農林省告示231号(輸出植物検疫規程)に基づき植物防疫所において縦覧に供する「植物検疫に関する諸外国の要求事項一覧表」によるものとする。

( 編集註：詳細は最寄りの植物防疫所にお問い合わせ下さい。また、米は、個人的な使用に供するため非商業的に送られる場合以外には、最寄りの地方農政局又は農政事務所への事前届出が必要です。)

豆製品...生又は乾燥の豆製品は、名あて国の検疫所(Australian Quarantine and Inspection Service)の許可を得ている場合に限り許される。

麺類...麺類、卵を含むもの、酪農製品は、名あて国の検疫所(Australian Quarantine and Inspection Service)の許可を得ている場合に限り許される。

#### 2.1.4 銃砲刀剣類の取締上の理由によるもの

##### 2.1.4.1 禁止物品

武器、弾薬...以下のものは許されない。

- 火器、武器、手榴弾や迫撃砲を含む兵器、これらの部分品。これらの不活性のもの。
- レプリカや小道具を含め、上記の物品に類似したもの、誤認されるもの。
- 有害であるか否かに関わらず、人や財産を危険にさらす可能性がある物品。

##### 2.1.4.2 条件付許容物品

武器...次に掲げる物品は、名あて国の関係機関の書面による許可を得ている場合に限り許される(これ以外は、2.1.4.1『武器、弾薬』を参照)。

- 戦争を目的とした器具及び道具
- 短刀。電池式の電気ショック装置。アコースティック・ショックを引き起こす装置。ガスや液体を放出する装置。
- 毒矢
- 飛び出しナイフ
- ナックルダスター
- 突起のついた手袋
- 仕込み刀
- 狩猟用投石器、石弓
- 手裏剣
- よろい甲冑、防弾ジャケット
- 鉄砲の消音装置
- 取り外しのできる弾倉(詳細については名あて国税関へ照会をすること。)

#### 2.1.6 その他の理由によるもの

##### 2.1.6.1 禁止物品

貨幣...偽造の貨幣

銀行券...銀行券、銀行券の模造品

地金、紙幣...地金、紙幣

マッチ...マッチ

リチウム電池

雑件...全部又は一部が囚人によって製作された物品

#### 2.1.6.2 条件付許容物品

貨幣、貴金属...硬貨又はすべての持参人私有価証券、白金、金、銀、珠玉、宝石及びその他の貴重品は、保険付小包として送付する場合に限り許される。

紋章等...名あて国又はその領土に関する国旗又は紋章若しくはこれらと誤認されやすい図柄を表示した物品

砂糖等...砂糖、糖みつ及びシロップは、名あて国の第一次産業相の許可を得ている場合に限り許される。

フィルム等...映画用フィルムは、名あて国の関係当局 (Chief Film Censor) の許可を得ている場合に限り許される。

体温計...体温計は、名あて国で規定する条件を満たしている場合に限り許される。

雑件...次に掲げる物品は、所定の条件にかなっている場合に限り許される。

- 犬の電子式首輪
- 液体、練った物、粉、腐りやすい食品、錠剤、みつばち、水ひる及び蚕

### 3. 国際スピード郵便物

1. 通常郵便的及び
2. 小包郵便物参照

# 92. キリバス

## Kiribati

### 送達 条件

#### 送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
  - (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
  - (2) 課税品包有書状.....取り扱う(様式 CN 22 の緑色の票符を付さなければならない。)
  - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....1枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
  - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の外部
  - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....英語
2. 速達.....取り扱わない。
3. 保険付書状.....取り扱わない。
4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱わない。
5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱わない。
6. 名あて国における保管期間.....1か月(留置郵便物については、2か月)
7. 特別郵袋印刷物
  - (1) すべての名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱う
  - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....郵袋の外部

#### 送達条件(小包)

1. 小包の種類.....連合小包
  - (1) 大きさ及び重量の最高限
    - (ア) 平面路小包  
大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル  
重量.....20 キログラム
    - (イ) 航空路小包  
大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル  
重量.....20 キログラム
2. 税関告知書 CN23 の所要枚数.....1枚
3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語.....英語

4. 速達.....取り扱わない。
5. 保険付小包.....取り扱わない。
6. 取戻し及びあて名変更.....取り扱わない。
7. 小包の配達方法.....配達人による配達及び窓口交付
8. 普通小包に対する受取通知.....取り扱う。
9. 名あて国における保管期間
  - (1) 到着が受取人に通知された小包.....30日
  - (2) 到着通知書を発送することができなかった小包又は留置小包.....30日

## **禁 制 品**    各国共通の条件を参照

### 1. 通常郵便物

#### 1.1 輸入を禁止される物品

- 金...金塊
- 雑件...2.参照

### 2. 小包郵便物

#### 2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

##### 2.1.2 公衆衛生上の理由によるもの

##### 2.1.2.1 禁止物品

- 食料品...名あて国の権限のある衛生当局が消費に不相当であると宣言した食料品
- あへん吸煙具等...あへん吸煙具、あへん製造用器具
- ひげそり用ブラシ...ひげそり用ブラシ及びこれらとともに包装されたすべての商品

##### 2.1.2.2 条件付許容物品

麻薬...あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬を包有する郵便物は、医学上又は科学上の目的で発送され、かつ、名あて国の政府の特別の許可証を添付して薬剤師にあてられている場合に限り許される。

##### 2.1.5 専売上の理由によるもの

##### 2.1.5.1 禁止物品

- 貨幣...偽造の貨幣
- 郵便切手...偽造の郵便切手及びそれらを製造するための器具
- 紋章...英国王室の紋章又はそれと類似の紋章を付した商品(製造者がそれを使用する許可を得ている場合を除く。)

##### 2.1.6 その他の理由によるもの

#### 2.1.6.1 禁止物品

タール...石炭のタール及びその誘導体

良俗に反する物品...良俗に反する印刷物、絵画、写真、書籍、カバー、石版、刻版その他の物品

マッチ...黄りんマッチ

商標...外国において製造され、かつ、英国又はその植民地において使用されている商標と同一の商標を付した商品(ただし、これらの商品が英国又はその植民地で製造された旨の表示を有する場合を除く。)

貴重品...宝石、貴金属、珠玉、証書、硬貨その他譲渡可能な有価証券のような貴重品

リチウム電池

雑件...名あて国の法律が輸入を禁止している商品

# 124 の 1 クック諸島

## Iles Cook (Cook Islands)

### 送達 条件

#### 送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
  - (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
  - (2) 課税品包有書状.....取り扱う(様式 CN 22 の緑色の票符を付さなければならない。)
  - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....1枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
  - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の外部
  - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....英語
2. 速達.....取り扱わない。
3. 保険付書状.....取り扱う。
  - (1) 保険金額の最高限.....485 SDR
  - (2) 課税品包有の保険付書状については 1.(2) ~ 1.(5)参照
4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱わない。
5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱う。
6. 名あて国における保管期間.....1か月
7. 特別郵袋印刷物
  - (1) すべての名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱う。
  - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....郵袋の外部

#### 送達条件(小包)

1. 小包の種別.....連合小包
  - (1) 大きさ及び重量の最高限
    - (ア) 平面路小包  
大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル  
重量.....20 キログラム
    - (イ) 航空路小包  
大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル  
重量.....20 キログラム

2. 税関告知書 CN23 の所要枚数..... 1 枚
3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語.....英語
4. 速達.....取り扱わない。
5. 保険付小包.....取り扱う(航空便に限る。)  
保険金額の最高限.....500 SDR
6. 取戻し及びあて名変更.....取り扱わない。
7. 小包の配達方法..... 配達人による配達及び窓口交付
8. 普通小包に対する受取通知.....取り扱う。
9. 名あて国における保管期間
  - (1) 到着が受取人に通知された小包  
普通の場合.....3 か月  
例外の場合.....6 か月
  - (2) 到着通知書を発送することができなかつた小包又は留置小包  
普通の場合.....3 か月  
例外の場合.....6 か月
10. その他の特別な条件  
商品を包有する小包は、次に掲げる例外を除き、名あて国の税関当局 ( Customs Department) が発行する輸入許可書を必要とする。
  - 価格が 100 ニュージーランド・ドルを超えず、かつ、名あて国の税関当局によって真正の贈物として認められる物品、広告品、商品見本及び不完全な又は損傷した商品の代わりに無償で支給される商品
  - 価格が 20 ニュージーランド・ドルを超えず、かつ、輸入者の個人的使用に供され、販売又は商業活動に使用されない商品。しかしながら、名あて国で、商議された売買契約を適用して輸入されるすべての商品には許可書が必要である。

## 送達条件(国際スピード郵便)

1. 取扱地域.....Rarotonga
2. 大きさ及び重量の最高限
  - (1) 大きさ.....長さ1.5メートル、長さ以外以外の方向に計った最大の横周との合計3メートル
  - (2) 重量.....20 キログラム
3. 必要な記載、税関用紙等
  - (1) 業務用書類等を送る場合.....「Business Papers」の記載、税関告知書 CN22
  - (2) その他の物品を送る場合.....税関告知書 CN22 又は税関告知書 CN231通
4. 税関告知書 CN23 の所要枚数..... 1 枚
5. 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....英語
6. 配達日.....月曜～土曜(祝日の配達は行わない。)

## 7. 配達方法

- (1) あて所への配達.....行う。
- (2) 私書箱への配達.....行う。
- (3) 窓口での交付.....行う。

## 8. 国際スピード郵便の名称.....Express Post International

# 禁 制 品

各国共通の条件を参照

## 1. 通常郵便物

### 1.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

#### 1.1.1 禁止物品

郵便物...中傷的な内容の記載を有する郵便物

#### 1.1.2 条件付許容物品

麻薬...名あて地の 1965 年付けの法律に規定する麻薬類を包有する保険付書状は、名あて地の衛生局長 (Directeur general des services de la sante) が発行する輸入許可書が添付されている場合に限り許される。

と博を勧誘する印刷物...フットボールその他の競技を対象としたと博を勧誘する印刷物は、名あて地の税関当局の許可を得ている場合に限り許される。

放射性物質...放射性物質は、名あて地の関係当局 (Ministere de la sante) の承認を受け、かつ、書留書状とする場合に限り許される。もっとも、微量の放射能を発する時計、腕時計その他の物品は無条件に許される。

みつばち...生きたみつばちは、名あて地の関係当局 (Ministre de l'agriculture) の許可を得ている場合に限り許される。

昆虫等...昆虫及び昆虫の卵は、名あて地の関係当局 (Ministre de l'agriculture et des peches) の許可を得ている場合に限り許される。

昆虫の標本...昆虫の標本は、内容品の検査ができる包装をしてある場合に限り許される。

雑件...その他の禁止物品及び条件付許容物品については、2.参照

## 2. 小包郵便物

### 2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

#### 2.1.1 公安上の理由によるもの

##### 2.1.1.1 禁止物品

郵便物...中傷的な内容の記載を有する郵便物

放射性物質...放射性物質。もっとも、微量の放射能を発する時計、腕時計その他の物品は無条件に許される。

爆発物...マッチ、りん、薬きょう、カルシウム、炭化物、ナトリウム塩化物(安全性のある箱に入れて包装されているものを除く。)、硫化石灰、爆発性又は可燃性のあるすべての物質。名あて地の爆発物に関する法律(Acts sur les matieres explosibles)の規定に違反する物品

公序良俗に反する物品...公序良俗に反する物品

#### 2.1.1.2 条件付許容物品

毒物(1)...次に掲げる毒物は、名あて地の 1960 年付けの法律に従って包装されている場合に限り許される。

ヒ素、ヒ素の塩及びこれらの化合物、フォルムアルデヒド、クロロピクリン、シアン化カルシウム、青酸カリ、シアン化ナトリウム及びこれらの化合物、二硝化フェノール及びその類似品、臭化メチル、ニコチン及びその塩、ストリキニーネ及びその塩

毒物(2)...カンタリジン、溶解酸のジェチルアミド、サリドマイドその他名あて地の 1964 年付けの毒物に関する規則に掲げるもの又はこれらの塩及びこれらの物質を混合したものは、名あて地の衛生大臣(Ministre de la sante)の承認した者にあてて発送される場合に限り許される。

#### 2.1.2 公衆衛生上の理由によるもの

##### 2.1.2.1 禁止物品

ブラシ...動物の毛を用いて製造され、かつ、使用上人体に接触するブラシ

毛...動物の剛毛又は毛

##### 2.1.2.2 条件付許容物品

塗料...鉛の入った塗料は、包装の表面に「Cette peinture contient du plomb」(「鉛入り塗料含有」の意)の記載を有する場合に限り許される。

酒精飲料...酒精飲料は、名あて地の関係当局の許可を得ている場合に限り許される。

めん類...卵入りうどん、米うどん、小えび入りうどん、鶏肉入りうどん(脱水ソースのパックに入っているものを含む。)及び他の各種めん類、いんげんの繊維、いんげん棒は、商業上の製品であって密封した包装に入っていることを条件として許される。

雑件...生卵、粉末、流動体又は冷凍その他の加工をした卵及びそれらの包装材料は、名あて地の関係当局(Ministre des douanes 及び Ministre de l'agriculture et des peches)の許可を得ている場合に限り許される。腸詰は、適切に包装されている場合に限り許される。

繊維...硝酸繊維素を含有するラッカーを使用して加工してある繊維又はこれらの繊維を用いて製造された衣類は、名あて地の税関当局の許可を得ている場合に限り許される。

羊毛のくず...羊毛、綿等のくずは、名あて地の関係当局の許可を得ている場合に限り許される。

羊毛製の袋...羊毛製の袋は、名あて地の税関省(Ministere des douanes)の許可を得ている場合に限り許される。

中古の衣料品...中古の衣料品、ぼろ布及び寝具は、名あて地の税関省の許可を得ている場合に限り許される(名あて地に入国する者又は名あて地の居住者の個人的な使用に供されるものを除く。)

羊毛の見本...未加工の羊毛は、名あて地の農林省動物衛生局長(Directeur de la division de l'hygiene animale du Departement de l'agriculture)の許可を得ている場合に限り許される。羊毛の見本は、あらかじめ名あて地の許可を得る必要はないが、場合により検査又はくん蒸されることがある。

ワクチン...黄熱病のワクチンは、名あて地の公衆衛生局長(Directeur de la Division de la sante publique du Ministere de l'hygiene)の許可を得ている場合に限り許される。

獣毛...獣毛は、炭そ病菌の生残による危険が無視できるという名あて地関係当局担当官(Medecin du service de sante)の意見を得た場合に限り許される。

### 2.1.3 動植物保護の理由によるもの

#### 2.1.3.1 禁止物品

植物...植物、種子、木材及び木製品は名あて地の関係当局の許可を得なければならない。

#### 2.1.3.2 条件付許容物品

果物、野菜...果物及び野菜(乾燥、かん詰、塩漬け又は瓶詰としたものを除く。)は、名あて地で定める輸入制限量を超えず、かつ、税関長(Ministre des douanes)の許可を得ている場合に限り許される。

肉...肉又は肉製品は、名あて地の家畜類の輸入に関する規則(1966年改正)の規定に従って、熱消毒したうえ、密閉した容器に入れられた場合に限り許される。

雑件...次に掲げる物品は、名あて地の関係当局の許可を得ている場合に限り許される。  
麦又は小麦粉、動物の精液、非伝染性物質、BHC 及び DDT

### 2.1.4 銃砲刀剣類の取締上の理由によるもの

#### 2.1.4.1 禁止物品

アメリカ拳...名あて地の関係当局(Minister of Customs)の許可を得ていないアメリカ拳、アメリカ拳付ナイフ、仕込みづえ及び他の物品に似せたすべての武器、刃を隠すことのできるナイフ、飛び出しナイフ

武器等...催涙、有害若しくは有毒のガス、煙、麻酔効果をもつガス又は抵抗できないように神経をまひさせるガスを放つ武器又は器具(医学上、外科上、獣医学上、科学上、農業上及び工業上の目的のために使用するものは除く。)

#### 2.1.4.2 条件付許容物品

銃砲...銃砲は名あて地の警察当局の許可を得ている場合に限り許される。

### 2.1.6 その他の理由によるもの

#### 2.1.6.1 禁止物品

書籍...名あて地の著作権法に違反する書籍の複製版

公序良俗違反物品等...公序良俗に反する物品。名あて地の商標法(Merchandise Mark Act)に違反する商品

食器...鉛又は鉛の化合物を用いて製造された食器

雑件...刑務所内で又は囚人の手で製作された物品及びこのような物品を取り扱うことを業とする者によって販売された物品。1秒間 60 万サイクル以上の振動を人体に与える超音波治療器

貨幣...偽造又は変造の貨幣

リチウム電池

#### 2.1.6.2 条件付許容物品

雑件...英国の王室の紋章、名あて地の紋章又はこれらの紋章と紛らわしい紋章を有する物品は、名あて地の税関当局の許可を得ている場合に限り許される。

カカオ...カカオの豆及びカカオの豆から作ったカカオ製品

### 3. 国際スピード郵便物

1. 通常郵便物及び
2. 小包郵便物参照

### 13. オーストラリア

(ロード・ハウ島及び南極における オーストラリアの地域を含む。)

Australie (Ile Lord Howe 及び les territoires antarctiques australiens を含む。)

(Australia)(Lord Howe Island 及び Australian Antarctic Territories を含む。)

## 13.1 クリスマス(島)

### Christmas (Iles) (Christmas (Is.))

#### 送達 条件

##### 送達条件(通常)

##### 1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物

- (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
- (2) 課税品包有書状.....取り扱う(様式 CN 22 の緑色の票符を付さなければならない。)
- (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....1枚(内容品の価格が300 SDR 以下の場合には不要)
- (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の外部
- (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....英語

##### 2. 速達.....取り扱わない。

##### 3. 保険付書状.....取り扱わない。

##### 4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱わない。

##### 5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱わない。

##### 6. 名あて国における保管期間.....1か月

##### 7. 特別郵袋印刷物

- (1) すべての名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱わない。
- (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....郵袋の外部

##### 8. その他の特別の条件

伝染性物質を包有する航空書留書状をあてることができる。非伝染性物質については認められない。

##### 送達条件(小包)

##### 1. 小包の種類.....連合小包

##### (1) 大きさ及び重量の最高限

##### (ア) 平面路小包

大きさ.....長さ 1.05 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 2 メートル

重量.....20 キログラム

(イ) 航空路小包

大きさ.....長さ 1.05 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 2 メートル

重量.....20 キログラム

2. 税関告知書 CN23 の所要枚数..... 1 枚
3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語.....英語
4. 速達.....取り扱わない。
5. 保険付小包.....取り扱う。  
保険金額の最高限.....1,380 SDR
6. 取戻し及びあて名変更.....取り扱わない。
7. 小包の配達方法.....配達人による配達及び窓口交付
8. 普通小包に対する受取通知.....取り扱う。
9. 名あて国における保管期間
  - (1) 到着が受取人に通知された小包  
普通の場合..... 1 か月  
例外の場合.....受取人の請求により2 か月
  - (2) 到着通知書を発送することができなかった小包又は留置小包..... 1 か月

## 禁 制 品 各国共通の条件を参照

13. オーストラリアにおいて定めるところに同じ。

### 13. オーストラリア

(ロード・ハウ島及び南極におけるオーストラリアの地域を含む。)

Australie (Ile Lord Howe 及び les territoires antarctiques australiens を含む。)

(Australia) (Lord Howe Island 及び Australian Antarctic Territories を含む。)

## 13.2 ココス(キーリング)(諸島)

### Cocos (Keeling) (Iles)

### (Cocos (Keeling) (Islands))

## 送達 条件

#### 送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
  - (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
  - (2) 課税品包有書状.....取り扱う(様式 CN 22 の緑色の票符を付さなければならない。)
  - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....1枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
  - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の外部
  - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....英語
2. 速達.....取り扱う。
3. 保険付書状.....取り扱わない。
4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱わない。
5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱わない。
6. 名あて国における保管期間.....1か月
7. 特別郵袋印刷物
  - (1) すべての名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱わない。
  - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....郵袋の外部
8. その他の特別の条件  
伝染性物質を包有する航空書留書状をあてることができる。

#### 送達条件(小包)

1. 小包の種類.....連合小包
  - (1) 大きさ及び重量の最高限
    - (ア) 平面路小包

大きさ.....長さ 1.05 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 2 メートル

重量.....20 キログラム

(イ) 航空路小包

大きさ.....長さ 1.05 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 2 メートル

重量.....20 キログラム

2. 税関告知書 CN23 の所要枚数..... 1 枚
3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語.....英語
4. 速達.....取り扱わない。
5. 保険付小包.....取り扱う。  
保険金額の最高限.....1,380 SDR
6. 取戻し及びあて名変更.....取り扱わない。
7. 小包の配達方法.....窓口交付
8. 普通小包に対する受取通知.....取り扱う。
9. 名あて国における保管期間
  - (1) 到着が受取人に通知された小包  
普通の場合..... 1 か月  
例外の場合.....受取人の請求により 2 か月
  - (2) 到着通知書を発送することができなかった小包又は留置小包..... 1 か月

## 禁制品 各国共通の条件を参照

13. オーストラリアにおいて定めるところに同じ。

# 124 の 2 サモア

## Independent State of Samoa

### 送達 条件

#### 送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
  - (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
  - (2) 課税品包有書状.....取り扱う(様式 CN 22 の緑色の票符を付さなければならない。)
  - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....1枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
  - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の外部
  - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....英語
2. 速達.....取り扱わない。
3. 保険付書状.....取り扱う。
  - (1) 保険金額の最高限.....航空路 485 SDR、平面路 1,119 SDR
  - (2) 課税品包有の保険付書状については 1.(2) ~ 1.(5)参照
4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱わない。
5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱う。
6. 名あて国における保管期間.....30 日
7. 特別郵袋印刷物
  - (1) すべての名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱う。
  - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....郵袋に納められた郵便物

#### 送達条件(小包)

1. 小包の種別.....連合小包
  - (1) 大きさ及び重量の最高限
    - (ア) 平面路小包  
大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル  
重量.....20 キログラム
    - (イ) 航空路小包  
大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル  
重量.....20 キログラム

2. 税関告知書 CN23 の所要枚数.....3 枚
3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語.....英語
4. 速達.....取り扱う。  
速達による配達を行うのは小包か到着通知書か.....小包
5. 保険付小包.....取り扱わない。
6. 取戻し及びあて名変更.....取り扱わない。
7. 小包の配達方法.....配達人による配達及び窓口交付
8. 普通小包に対する受取通知.....取り扱う。
9. 名あて国における保管期間
  - (1) 到着が受取人に通知された小包  
普通の場合.....1 か月  
例外の場合.....2 か月
  - (2) 到着通知書を発送することができなかった小包又は留置小包  
普通の場合.....1 か月  
例外の場合.....2 か月

## 禁 制 品

各国共通の条件を参照

### 1. 通常郵便物

#### 1.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

##### 1.1.1 禁止物品

郵便物...中傷的な内容の記載を有する郵便物

貴重品...宝石、貴金属、珠玉、証書、硬貨その他譲渡可能な有価証券のような貴重品

リチウム電池

##### 1.1.2 条件付許容物品

麻薬...名あて地の 1967 年付けの法律(Narcotics Act 1967)に規定する麻薬類を包有する保険付書状は、名あて地の衛生局長(Directeur general du Ministere de la sante)が発行する輸入許可書が添付されている場合に限り許される。

放射性物質...放射性物質は、名あて地の関係当局の承認を受け、かつ、書留書状とする場合に限り許される。(申請先: Directeur du Departement de la sante, Apia, Samoa Occidental) もっとも、微量の放射能を発する時計、腕時計その他の物品は無条件に許される。

### 2. 小包郵便物

## 2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

### 2.1.1 公安上の理由によるもの

#### 2.1.1.1 禁止物品

放射性物質...放射性物質。もっとも、微量の放射能を発する時計、腕時計その他の物品は無条件に許される。

公序良俗に反する物品...暴動、不法行為及び暴力をそそのかすような文書

#### 2.1.1.2 条件付許容物品

毒物...次に掲げる毒物は、名あて地の 1968 年付けの法律に従って包装されている場合に限り許される。

ひ素、ひ素の塩及びこれらの化合物。フォルムアルデヒド。クロロピクリン。シアン化カルシウム、青酸カリ、シアン化ナトリウム及びこれらの化合物。二硝化フェノール及びその類似品。臭化メチル。ニコチン及びその塩。ストリキニーネ及びその塩

毒物2...カンタリジン、溶解酸のジェチルアミド、サリドマイドその他名あて地の 1969 年付けの毒物に関する規則に掲げるもの又はこれらの塩及びこれらの物質を混合したものは、名あて地の衛生大臣 (Ministre de la sante) の承認した者にあてて発送される場合に限り許される。

### 2.1.2 公衆衛生上の理由によるもの

#### 2.1.2.1 禁止物品

病気の動物...病気の動物(特にその動物の毛、骨、皮革及び角)

中古の物品...麻又はこれに類似する植物で作られた袋あるいはこれに類する容器の中古品

#### 2.1.2.2 条件付許容物品

卵...粉末、流動体又は冷凍その他の加工した卵は名あて地の関係当局 (Directeur de l'agriculture et des forets) の許可を得ている場合に限り許される。

動物製品...動物製品(鞍、馬具、じゅうたん、皮革、毛布及び加工しない羊毛)は、ニュージーランド、オーストラリア、フィジー産のものを除き、名あて地の関係当局 (Directeur de l'agriculture) の許可を得ている場合に限り許される。

### 2.1.3 動植物保護の理由によるもの

#### 2.1.3.1 禁止物品

植物...植物、種子、木材及び木製品は、名あて地の関係当局の許可を得なければならない。

#### 2.1.3.2 条件付許容物品

みつばち等...みつばち及び昆虫(寄生物を含む。)は名あて地の関係当局 (Directeur de l'agriculture) の許可を得ている場合に限り許される。

昆虫の標本...昆虫の標本は、関係当局 (Service de la sante de l'agriculture) の許可を得ているもので、かつ、内容品が検査できる包装がしてある場合に限り許される。

果物、野菜...果物及び野菜(乾燥、かん詰、塩漬け又は瓶詰としたものを除く。)は名あて

地で定める輸入制限量を超えず、かつ、税関長 (Ministre des douanes) の許可を得ている場合に限り許される。

肉...肉又は肉製品は、名あて地の家畜類の輸入に関する規則 (1966 年改正) の規定に従って熱消毒したうえ、密閉した容器に入れられた場合に限り許される。

雑件...次に掲げる物品は、名あて地の関係当局の許可を得ている場合に限り許される。

麦又は小麦粉、動物の精液、非伝染性物質、BHC 及び DDT

#### 2.1.4 銃砲刀剣類の取締上の理由によるもの

##### 2.1.4.2 条件付許容物品

銃砲...銃砲及び弾薬は、税関当局の許可を得ている場合に限り許される。

#### 2.1.6 その他の理由によるもの

##### 2.1.6.1 禁止物品

公序良俗に反する物品...公序良俗に反する書籍、新聞、絵、写真、印刷物その他の物品  
リチウム電池

# 146. ソロモン

## Salomon (Solomon)

### 送達 条件

#### 送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
  - (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
  - (2) 課税品包有書状.....取り扱う(様式 CN 22 の緑色の票符を付さなければならない。)
  - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....1枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
  - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の外部
  - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....英語
2. 速達.....取り扱わない。
3. 保険付書状.....取り扱わない。
4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱わない。
5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱う。
6. 名あて国における保管期間.....1 か月
7. 特別郵袋印刷物
  - (1) すべての場合に名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱う。
  - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....郵袋に納められた郵便物

#### 送達条件(小包)

1. 小包の種類.....連合小包
  - (1) 大きさ及び重量の最高限
    - (ア) 平面路小包  
大きさ.....長さ 1.05 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 2 メートル  
重量.....20 キログラム
    - (イ) 航空路小包  
大きさ.....長さ 1.05 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 2 メートル  
重量.....20 キログラム
2. 税関告知書 CN23 の所要枚数.....3 枚
3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語.....英語

4. 速達.....取り扱わない。
5. 保険付小包.....取り扱わない。
6. 取戻し及びあて名変更.....取り扱わない。
7. 小包の配達方法.....配達人による配達及び窓口交付
8. 普通小包に対する受取通知.....取り扱う。
9. 名あて国における保管期間
  - (1) 到着が受取人に通知された小包
    - 普通の場合.....30日
    - 例外の場合.....90日
  - (2) 到着通知書を発送することができなかった小包又は留置小包
    - 普通の場合.....60日
    - 例外の場合.....180日

## 送達条件(国際スピード郵便)

1. 取扱地域
  - Auki      Gizo      Honiara   Kirakira
  - Lata      Munda    Taro      Tulagi
  - Yandina
2. 大きさ及び重量の最高限
  - (1) 大きさ.....長さ1.5メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計3メートル
  - (2) 重量.....20キログラム
3. 必要な記載、税関用紙等
  - (1) 業務用書類等を送る場合.....「Business Papers」の記載、税関告知書 CN22
  - (2) その他の物品を送る場合.....税関告知書 CN22 又は税関告知書 CN23(商品見本又は商品の場合は、さらにインボイス1通)
4. 税関告知書 CN23 の所要枚数.....1枚
5. 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....英語
6. 配達日.....月曜～金曜(祝日の配達は行わない。)
7. 配達方法
  - (1) あて所への配達.....行う。
  - (2) 私書箱への配達.....行う。
  - (3) 窓口での交付.....行う。
8. 国際スピード郵便の名称.....EMS

# 禁 制 品

各国共通の条件を参照

## 1. 通常郵便物

2.参照

## 2. 小包郵便物

### 2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

#### 2.1.1 禁止物品

寝具...寝具その他の布製品(受取人自身又はその家族の個人的利用に供せられるものを除く。)

弾薬、マッチ...携帯銃砲用の装薬した金属性の雷管及び薬きょう、不爆発性の大砲用信管原料、マッチ

リチウム電池

#### 2.1.2 条件付許容物品

麻薬...あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬は、医学上又は科学上の目的で発送され、かつ、名あて地の医務長官 (Senior Medical Officer) の許可を得ている場合に限り許される。

染料...染料は名あて地の許可を得ている場合に限り許される。

## 3. 国際スピード郵便物

硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品は、許されない。

その他は 2. 小包郵便物参照

# 173. ツバル

## Tuvalu

### 送達 条件

#### 送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
  - (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
  - (2) 課税品包有書状.....取り扱う(様式 CN22 の緑色の票符を付さなければならない。 )。
  - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....1枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
  - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の外部
  - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....英語
2. 速達.....取り扱う。
3. 保険付書状.....取り扱う。
  - (1) 保険金額の最高額.....100 SDR
  - (2) 課税品包有の保険付書状については 1.(2)から 1.(5)参照
4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱わない。
5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱う。
6. 名あて国における保管期間.....3か月
7. 特別郵袋印刷物
  - (1) すべての場合に名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱う。
  - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....郵袋の外部
8. その他の特別な条件
  - (1) 放射性物質を包有する航空書留書状をあてることができる。
  - (2) 伝染性物質を包有する航空書留書状をあてることができる。

#### 送達条件(小包)

1. 小包の種類.....連合小包
  - (1) 大きさ及び重量の最高限
    - (ア) 平面路小包  
大きさ.....長さ 1.05 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 2 メートル  
重量.....20 キログラム
    - (イ) 航空路小包

大きさ.....長さ 1.05 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 2 メートル

重量.....20 キログラム

2. 税関告知書 CN23 の所要枚数..... 1 枚
3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語.....英語
4. 速達.....取り扱わない。
5. 保険付小包.....取り扱わない。
6. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。  
(あてべき官署).....Postmaster Vaiaku, FUNAFUTI, TUVALU
7. 小包の配達方法.....窓口交付
8. 普通小包に対する受取通知.....取り扱う。
9. 名あて国における保管期間
  - (1) 到着が受取人に通知された小包  
普通の場合..... 1 か月  
例外の場合..... 2 か月
  - (2) 到着通知書を発送することができなかった小包又は留置小包..... 3 か月
10. その他の特別な条件  
食料品その他ねずみの害を受けるおそれのあるものは、金属製の容器を用いて包装しなければならない。

## **禁 制 品**      各国共通の条件を参照

### 1. 通常郵便物

#### 1.1 輸入を禁止される物品

貴重品... 宝石、貴金属、珠玉、証書、硬貨その他譲渡可能な有価証券のような貴重品  
雑件... その他の物品については、2. 参照

### 2. 小包郵便物

#### 2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

##### 2.1.2 公衆衛生上の理由によるもの

##### 2.1.2.1 禁止物品

食料品... 名あて国の権限のある当局が消費に不相当であると宣言した食料品  
あへん吸煙具等... あへん吸煙具、あへん製造用器具  
ひげそり用ブラシ... ひげそり用ブラシ及びこれらと共に包装されたすべての商品

#### 2.1.2.2 条件付許容物品

麻薬...あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬を包有する郵便物は、医学上又は科学上の目的で発送され、かつ、名あて国の政府の特別の許可証を添付して薬剤師にあてられている場合に限り許される。

#### 2.1.5 専売上の理由によるもの

##### 2.1.5.1 禁止物品

貨幣...偽造の貨幣

郵便切手...偽造の郵便切手及びそれらを製造するための器具

紋章...英国王室の紋章又はそれと類似の紋章を付した商品(製造者がそれを使用する許可を得ている場合を除く。)

#### 2.1.6 その他の理由によるもの

##### 2.1.6.1 禁止物品

中古の衣類...販売を目的とした中古の衣類

タール...石炭のタール及びその誘導体

良俗に反する物品...良俗に反する印刷物、絵画、写真、書籍、カバー、石版、刻版その他の物品

マッチ...黄りんマッチ

商標...外国において製造され、かつ、英国又はその植民地において使用されている商標と同一の商標を付した商品(ただし、これらの商品が英国又はその植民地で製造された旨の表示を有する場合を除く。)

リチウム電池

雑件...名あて国の法律が輸入を禁止している商品

# 168. トンガ

## Tonga

### 送達 条件

#### 送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
  - (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
  - (2) 課税品包有書状.....取り扱う(様式 CN 22 の緑色の票符を付さなければならない。)
  - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....1枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
  - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の外部
  - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....英語
2. 速達.....取り扱わない。
3. 保険付書状.....取り扱わない。
4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。  
(あてべき官署).....Chief Postmaster, General Post Office, NUKUALOFA
5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱わない。
6. 名あて国における保管期間.....1か月
7. 特別郵袋印刷物
  - (1) すべての名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱う。
  - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....郵袋に納められた郵便物

#### 送達条件(小包)

1. 小包の種類.....連合小包
  - (1) 大きさ及び重量の最高限
    - (ア) 平面路小包  
大きさ.....長さ 1.05 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 2 メートル  
重量.....20 キログラム
    - (イ) 航空路小包  
大きさ.....長さ 1.05 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 2 メートル  
重量.....20 キログラム
2. 税関告知書 CN23 の所要枚数.....1枚

3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語.....英語
4. 速達.....取り扱わない。
5. 保険付小包.....取り扱わない。
6. 取戻し及びあて名変更.....取り扱わない。
7. 小包の配達方法.....配達人による配達(受取人の完全な住所及び電話番号の記載のあるトンガタブ島あて郵便物に限る。)及び窓口交付
8. 普通小包に対する受取通知.....取り扱う。
9. 名あて国における保管期間
  - (1) 到着が受取人に通知された小包
    - 普通の場合.....2 週間
    - 例外の場合.....1 か月
  - (2) 到着通知書を発送することができなかった小包又は留置小包
    - 普通の場合.....2 週間
    - 例外の場合.....1 か月
10. その他の特別な条件  
商品を包有する小包には、送り状を内部に入れなければならない。

## 禁 制 品

各国共通の条件を参照

### 1. 通常郵便物

#### 1.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

##### 1.1.1 禁止物品

貴重品... 宝石、貴金属、珠玉、証書、硬貨その他譲渡可能な有価証券のような貴重品

##### 1.1.2 条件付許容物品

麻薬... あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬を包有する保険付書状は、医学上又は科学上の目的で発送され、かつ、名あて国の首相の許可を得ている場合に限り許される。

雑件... その他の禁止物品及び条件付許容物品については、2. 参照

### 2. 小包郵便物

#### 2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

##### 2.1.1 禁止物品

弾薬、マッチ... 携帯銃砲用の装薬した金属性の雷管及び薬きょう、不爆発性の大砲用信管原料、マッチ

リチウム電池

### 2.1.2 条件付許容物品

麻薬...あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬は、医学上又は科学上の目的で発送され、かつ、名あて国の首相の許可を得ている場合に限り許される。

植物...植物は、日本の農林省が発行した検疫証明書が添付されている場合に限り許される。

たばこ...たばこ、葉巻及び嗅ぎたばこは、重量が 11 ポンド(4.9 キログラム)を超えず、かつ、他の物品と合装されていない場合に限り許される。

酒精飲料...酒精飲料は、見本として発送された場合に限り許される。ただし、その量が 0.57 リットルを超えてはならず、かつ、他の商品と合装してはならない。

# 118. ナウル

## Nauru

### 送達 条件

#### 送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
  - (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
  - (2) 課税品包有書状.....取り扱う(様式 CN 22 の緑色の票符を付さなければならない。)
  - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....1枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
  - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の外部
  - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....英語
2. 速達.....取り扱う。
3. 保険付書状.....取り扱う。
  - (1) 保険金額の最高限.....航空路 2,000 SDR、平面路 200 SDR
  - (2) 課税品包有の保険付書状については 1.(2) ~ 1.(5)参照
4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱わない。
5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱う。
6. 名あて国における保管期間.....1か月
7. 特別郵袋印刷物
  - (1) すべての名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱う。
  - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....郵袋に納められた郵便物

#### 送達条件(小包)

1. 小包の種別.....連合小包
  - (1) 大きさ及び重量の最高限
    - (ア) 平面路小包  
大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル  
重量.....30 キログラム
    - (イ) 航空路小包  
大きさ.....長さ 1.05 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 2 メートル  
重量.....20 キログラム

2. 税関告知書 CN23 の所要枚数..... 1枚
3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語.....英語
4. 速達.....取り扱わない。
5. 保険付小包.....取り扱う。  
保険金額の最高限.....163 SDR
6. 取戻し及びあて名変更.....取り扱わない。
7. 小包の配達方法.....窓口交付
8. 普通小包に対する受取通知.....取り扱わない。
9. 名あて国における保管期間
  - (1) 到着が受取人に通知された小包  
普通の場合..... 1か月  
例外の場合..... 2か月
  - (2) 到着通知書を発送することができなかった小包又は留置小包..... 1か月

## 禁 制 品

各国共通の条件を参照

### 1. 通常郵便物

#### 1.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

##### 1.1.1 禁止物品

収集用切手類...収集用切手を包有した書留とした郵便物で虚偽のあて名を有するもの

##### 1.1.2 条件付許容物品

貨幣、貴金属...硬貨、銀行券、紙幣又はすべての持参人払有価証券、白金、金、銀、珠玉、宝石及びその他の貴重品は、書留書状として送付する場合に限り許される。

雑件...その他の物品については、2.参照

### 2. 小包郵便物

#### 2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

##### 2.1.1 公安上の理由によるもの

##### 2.1.1.2 条件付許容物品

催淫剤、グリコール...次に掲げる物品は、名あて国の保健局長 (Director General of Health) の許可を得ている場合に限り許される。

- カンタリス又はその他の催淫剤
- グリコールを含有する食品、飲料及び医薬品

印刷物、衣類等...次に掲げる物品は、名あて国の税関当局の許可を得ている場合に限り許される。

- 暴力による名あて国政府の転覆、あらゆる法律の破棄、官公吏の暗殺及び財産の不法な破壊を扇動するおそれのある文書
- 引火しやすい布で作った子供服

## 2.1.2 公衆衛生上の理由によるもの

### 2.1.2.1 禁止物品

寝具等...中古の寝具。毛のくず、綿くずその他のぼろ及びそれらで作られた寝具その他の物品

あへん用パイプ...あへん用パイプ並びにその部品及び付属品

茶がら...茶がら

結核予防薬...結核予防薬

### 2.1.2.2 条件付許容物品

治療用品、有害な商品、中古の衣料等...次に掲げる物品は、名あて国の保健局長 (Director General of Health) の許可を得ている場合に限り許される。

- 麻酔剤、幻覚剤、アンフェタミン及びその他の中枢神経系に対する刺激物並びにバルビツール剤 (催眠剤の一種)
- 電気、超音波、磁気又は放射性元素の作用により治療効果をもつ物品
- 中古の麻袋は、90 日間留め置かれた後、場合によっては名あて国の主任検疫官 (Chief of Quarantine Officer) の指示に基づく消毒手続を経たもの
- 公衆に対して危険、かつ、有害とされる商品
- 宿酔、酒精中毒、ニコチン中毒又はあへん、コカインその他の薬品中毒の解毒剤
- アブサントオイル
- 内服薬及び外用薬
- 危険な化学物質で作られた衣類及び布
- 科学上の目的で使用される人間の骨及び組織
- 中古のじゅうたん及びその類似品
- 中古の衣料 (自己又は家族用に輸入する物を除く。)
- 種痘用ワクチン、乳剤及び血漿
- 病原菌、細菌及び病原体並びにこれらを含み又は含有しているおそれのある培養菌、ビールス等の物質

菓子...酒精飲料入りの菓子は、名あて国の税関当局の許可を得ている場合に限り許される。

非伝染性物質、医薬品等...非伝染性物質、医療上の目的とされる毒物、医薬品は、所定の条件にかなっている場合に限り許される。伝染性物質は認められない。

## 2.1.3 動植物保護の理由によるもの

### 2.1.3.1 禁止物品

動物製品等...はちの巣、動物性の肥料 (グアノを除く。)、動物のぼうこう、卵の包装用品、

中古の動物用世話具(馬具を除く。)、乾燥させた血液及び血液たん白質、肉及び肉製品、調理した肉及び動物の食用部分、豚肉のかん詰、動物の胃袋及びその未加工のエキス、あらゆる形態の牛乳、動物の精液、鳥の死がい及び食用部分(家きんを含む。)、卵、卵うどん、あらゆる形態の卵白、鳥の羽根並びに殻つきのかき

土壌...土壌(植物その他に少量付着したものを含む。)

植物...植物については、昭和25年8月農林省告示第231号(輸出植物検疫規程)に基づき植物防疫所において縦覧に供する「植物検疫に関する諸外国の要求事項一覧表」によるものとする。

容器...果実を送達するためのボール紙製の容器(新品、中古を問わない。)

#### 2.1.3.2 条件付許容物品

動物、動物製品...動物、なめしていない皮革で作った太鼓、狩の記念品その他のあらゆる動物製品、ワクチン又は培養体及びはちみつは、名あて国の税関当局又は検疫課(service de la sante)の許可を得ている場合に限り許される。煮た肉及び肉のかん詰(豚肉を除く。)は、重量、保管場所及び温度の状態についての明細書並びに政府当局及び製造業者の証明書を有している場合に限り許される。生きた魚及び魚の卵は、関税・一般税務担当相の許可を得、かつ、衛生規則を遵守している場合に限り許される。はちみつは、名あて国の主任検疫官にあてて発送される場合に限り許される。動物の毛は、その洗浄についての明細書がある場合に限り許される。爬虫類及び魚の皮は、名あて国の検疫担当官の許可がある場合に限り許される。重量が3ポンド(1.362キログラム)以下の羊毛及び羊毛の見本は、発送及び消毒について名あて国の規定する条件を満たし、かつ、船便によって発送される場合に限り許される。魚及び鯨で作られた家畜用飼料は、船便によって発送される場合に限り許される。昆虫及び昆虫の寄生虫は、実験又は動植物保護を目的とするもので検疫所長の許可を得ているものに限り許される。

チーズ...チーズは、名あて国の検疫副所長の許可を得ている場合に限り許される。

雑件...わら類による包装は検疫所長の許可を得た場合にのみ許される。

植物...植物については、昭和25年8月農林省告示第231号(輸出植物検疫規程)に基づき植物防疫所において縦覧に供する「植物検疫に関する諸外国の要求事項一覧表」によるものとする。

#### 2.1.4 銃砲刀剣類の取締上の理由によるもの

##### 2.1.4.1 禁止物品

消音装置...銃砲の消音装置

##### 2.1.4.2 条件付許容物品

武器...次に掲げる物品は、名あて国の税関の許可を得ている場合に限り許される。

- ピistol及びピistolの部分品
- 口径0.22インチ(約5.6ミリ)以上の銃砲及びその部分品
- 剣を隠すためのベルト
- レーザー使用の銃砲照準装置
- こん棒

- 短刀、ジャックナイフ、斧、メリケン、仕込みづえ、仕込み銃

## 2.1.6 その他の理由によるもの

### 2.1.6.1 禁止物品

貨幣...偽造の貨幣

銀行券...銀行券の模造品

マッチ...マッチ

リチウム電池

雑件...全部又は一部が囚人によって製作された物品

### 2.1.6.2 条件付許容物品

貨幣、貴金属...硬貨、銀行券、紙幣又はすべての持参人払有価証券、白金、金、銀、珠玉、宝石及びその他の貴重品は、保険付小包として送付する場合に限り許される。

砂糖等...砂糖、糖みつ及びシロップは、名あて国の第一次産業相の許可を得ている場合に限り許される。

フィルム等...映画用フィルムは、名あて国の関係当局(Chief Film Censor)の許可を得ている場合に限り許される。

体温計...体温計は、名あて国で規定する条件を満たしている場合に限り許される。

雑件...次に掲げる物品は、所定の条件にかなっている場合に限り許される。

- 犬の電子式首輪
- 液体、練った物、粉、腐りやすい食品、錠剤、みつばち、水ひる及び蚕
- 紋章等...名あて国又はその領土に関する国旗又は紋章若しくはこれらと誤認されやすい図柄を表示した物品

## 60. フランス

(コルシカ、アンドラ及びマイヨットを含む。)

France(Corse、Andorre 及び Mayotte を含む。)

(France(Corsica、Andorra 及び Mayotte を含む。))

### 60.2 フランスの海外領土

## 60.2.1 ニュー・カレドニア

# Nouvelle-Caledonie (New Caledonia)

## 送達 条件

### 送達条件(通常)

#### 1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物

- (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
- (2) 課税品包有書状.....取り扱う(様式 CN 22 の緑色の票符を付さなければならない。)
- (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....1枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
- (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の外部
- (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....フランス語

#### 2. 速達.....取り扱う。

#### 3. 保険付書状.....取り扱う。

- (1) 保険金額の最高限.....3,633SDR
- (2) 課税品包有の保険付書状については 1.(2) ~ 1.(5)参照

#### 4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。

(あてるべき官署).....Centre de Traitement du Courrier de Nouméa, 17 rue de l'Aima,  
98808 NOUMEA CEDEX, NEW CALEDONIA

#### 5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱う。

#### 6. 名あて国における保管期間.....5日から15日(保管理由により異なる)

#### 7. 特別郵袋印刷物

- (1) すべての名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱う。
- (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....郵袋の外部

### 送達条件(小包)

#### 1. 小包の種類.....連合小包

- (1) 大きさ及び重量の最高限  
(ア) 平面路小包

大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル

重量.....30 キログラム

(イ) 航空路小包

大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル

重量.....30 キログラム

2. 税関告知書 CN23 の所要枚数..... 1 枚
3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語.....フランス語
4. 速達.....取り扱う。  
速達による配達を行うのは小包か到着通知書か.....到着通知書
5. 保険付小包.....取り扱う。  
保険金額の最高限.....1,217 SDR
6. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。  
(あてべき官署).....Nouméa CTC, 17 rue de l'Aima, 98808 NOUMEA CEDEX,  
NEW CALEDONIA
7. 小包の配達方法.....窓口交付
8. 普通小包に対する受取通知.....取り扱う。
9. 名あて国における保管期間
  - (1) 到着が受取人に通知された小包 普通の場合..... 1 か月  
例外の場合..... -
  - (2) 到着通知書を発送することができなかった小包又は留置小包..... 1 か月

### 送達条件(国際スピード郵便)

1. 取扱地域.....全地域
2. 大きさ及び重量の最高限
  - (1) 大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル
  - (2) 重量.....30 キログラム
3. 必要な記載、税関用紙等
  - (1) 業務用書類等を送る場合.....「Business Papers」の記載、税関告知書 CN22
  - (2) その他の物品を送る場合.....「Not For Sale」の記載、税関告知書 CN23(商品の場合は、さらにインボイス 5 通)
4. 税関告知書 CN23 の所要枚数..... 2 枚
5. 配達日.....月曜 ~ 金曜(祝日の配達は行わない。)
6. 配達方法

(1) あて所への配達.....行う。

(2) 私書箱への配達.....行う。

(3) 窓口での交付.....行う。

7. 国際スピード郵便の名称.....Chronopost

## 禁 制 品

各国共通の条件を参照

### 1. 通常郵便物

2.参照 ただし、名あて地において輸入を禁止する物品であっても、あらかじめ名あて地の税関当局 (Direction Generale des douanes) の許可を得たものは、通常郵便により発送することができる。

### 2. 小包郵便物

#### 2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

##### 2.1.1 公安上の理由によるもの

###### 2.1.1.1 禁止物品

雑件...黄りんマッチ、公序良俗に反する物品、爆発性又は発火性の物質

##### 2.1.2 公衆衛生上の理由によるもの

###### 2.1.2.1 禁止物品

酒精飲料...アブサント及びこれと類似の酒精飲料

サッカリン...サッカリン及びこれと類似の物質(薬剤師にあてるものを除く。)

###### 2.1.2.2 条件付許容物品

麻薬...あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬を包有する保険付書状は、フランス本国の大蔵省税関局禁制品課 (Bureau des prohibitions, Direction Generale des douanes, Ministere des finances, Rue de Rivoli, Paris 1) の許可を得ている場合に限り許される。

化学製品...健康上有害なエキス又は化学製品は、名あて地の関係当局の許可を得ている場合に限り許される。

##### 2.1.3 動植物保護の理由によるもの

植物...植物は、名あて地の関係当局の許可を得ている場合に限り許される。

動物製品...動物を原料とする製品は、名あて地の関係当局の許可を得ている場合に限り許される。

##### 2.1.4 銃砲刀剣類の取締上の理由によるもの

武器、弾薬...銃砲、火薬及び弾薬は、名あて地の警察にあてるものを除き許されない。ただし、空気を圧縮して弾丸を飛ばす銃(子供用のがん具を除く。)は、名あて地の関係当局の

許可を得ている場合に限り許される。

#### 2.1.5 専売上の理由によるもの

たばこ...たばこの郵送は許されない。

#### 2.1.6 その他の理由によるもの

##### 2.1.6.1 禁止物品

雑件...製造地、製造業者その他の事項について偽りの記載を有する商品

はかり、物差...十進法以外の単位制のはかり及び物差

印刷物...著作権侵害の印刷物

酒精飲料...ほしぶどう、いちじく、なつめやし又はこれらと類似の果実で作った酒精飲料でぶどう酒として販売されているもの

リチウム電池

##### 2.1.6.2 条件付許容物品

機械、器具...貨幣の鑄造に使用され得る機械及び器具は、名あて地の関係当局の許可を得ている場合に限り許される。

フィルム、レコード...フィルム、レコード及びソノシートは、名あて地の関係当局の許可を得ている場合に限り許される。

### 3. 国際スピード郵便物

#### 2. 小包郵便物参照

## 124. ニュージーランド

(ニウエ, トークラウ諸島及びロスを含む。)

Nouvelle-Zelande (New Zealand)

(Niue, Tokelau 及び Ross を含む。)

(Niue, Tokelau Island 及び Ross を含む。)

### 送達 条件

#### 送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
  - (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
  - (2) 課税品包有書状.....取り扱う(様式 CN 22 の緑色の票符を付さなければならない)。
  - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....1枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
  - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の外部
  - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....英語
2. 速達.....取り扱わない。
3. 保険付書状.....取り扱う(航空路に限る。)
  - (1) 保険金額の最高限.....703 SDR
  - (2) 課税品包有の保険付書状については 1.(2) ~ 1.(5)参照
4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱わない。
5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱わない。
6. 名あて国における保管期間.....1か月
7. 特別郵袋印刷物
  - (1) すべての名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱う。
  - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....郵袋の外部
8. その他の特別な条件
  - (1) 通常郵便物によりニュージーランドにあてて商品を送付する場合の条件については、送達条件(小包)の 10.「その他の特別な条件」参照

#### 送達条件(小包)

1. 小包の種別.....連合小包

(1) 大きさ及び重量の最高限

(ア) 平面路小包

大きさ.....長さ 1.5メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計3メートル

重量.....30 キログラム

(イ) 航空路小包

大きさ.....長さ 1.5メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計3メートル

重量.....30 キログラム

(ウ) SAL 小包

大きさ.....長さ 1.5メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計3メートル

重量.....30 キログラム

2. 税関告知書 CN23 の所要枚数..... 1枚

3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語.....英語

4. 速達.....取り扱わない。

5. 保険付小包.....取り扱う。

保険金額の最高限.....800 SDR

6. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。

(あてべき官署).....New Zealand Post Corporate Office, International Network, Private Bag 39990, WELLINGTON 1, NEW ZEALAND

7. 小包の配達方法.....配達人による配達(ただし、1.5 キログラムまで)及び窓口交付

8. 普通小包に対する受取通知.....取り扱わない。

9. 名あて国における保管期間

(1) 到着が受取人に通知された小包

普通の場合.....1 か月

例外の場合.....6 週間

(2) 到着通知書を発送することができなかった小包又は留置小包

普通の場合.....1 か月

例外の場合.....6 週間

10. その他の特別な条件

(1) 商品を包有する小包は、次に掲げる例外を除き、名あて国の税関当局 (New Zealand Customs Department) が発行する輸入許可書を必要とする。

- 価格が 100 ニュージーランド・ドルを超えず、かつ、名あて国の税関当局によって真正の贈物として認められる物品、広告品、商品見本及び不完全な又は損傷した商品の代わりに無償で支給される商品
- 価格が 20 ニュージーランド・ドルを超えず、かつ、輸入者の個人的使用に供され、販売又は商業活動に使用されない商品。しかしながら、名あて国で商議された売買契約を適

用して輸入されるすべての商品には許可書が必要である。

- 使用済みの郵便切手、収入印紙及びその他の切手の類似品並びに未使用ではあるが名あて国では通用しない切手
  - 古銭類
- (2) 郵便物が差し押さえられた場合に行う差出国への通報は、税関当局から得られる情報又は同国の法令の範囲内に限る。

## 送達条件(国際スピード郵便)

1. 取扱地域.....全地域(Ross Dependency(東経 160 度 ~ 150 度、南緯 60 度以下の南極地域)を除く。)
2. 大きさ及び重量の最高限
  - (1) 大きさ.....長さ 1.5メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3メートル
  - (2) 重量.....20 キログラム
3. 必要な記載、税関用紙等
  - (1) 業務用書類等を送る場合.....「Business Papers」の記載、税関告知書 CN22
  - (2) その他の物品を送る場合.....税関告知書CN22 又は税関告知書CN23 1通。さらに見積りインボイス(Proforma invoice) 又は商業インボイス(Commercial invoice) 1 枚\_\_  
( 編集註:「商業インボイス」とは、商品の売買など商業的な取引を内容とするもので、商品の明細や単価、合計額などを明記して代金を請求する際に使用されるインボイスのことです。「見積りインボイス」とは、サンプルなど実際の売買の金額が決定する前の見積りの段階のインボイスのことをいいます。贈物や身の回り品などについて価格等を推定して作成したインボイスも、この見積りインボイスと同様の性格を持つといえます。それぞれ特に決まった様式があるわけではありません。ゆうびんホームページ(<http://www.post.japanpost.jp/int/download/invoice.html>)では、ダウンロードできるインボイスフォーマットを提供していますので、どうぞご利用下さい。)
4. 税関告知書 CN23 の所要枚数..... 1 枚
5. 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....英語
6. 配達日.....月曜 ~ 土曜(祝日の配達は行わない。)
7. 配達方法
  - (1) あて所への配達.....行う。
  - (2) 私書箱への配達.....行う。
  - (3) 窓口での交付.....行う。
8. 国際スピード郵便の名称.....Express Post International

# 禁 制 品

各国共通の条件を参照

## 1. 通常郵便物

### 1.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

#### 1.1.1 禁止物品

放射性物質...放射性物質。

保険付書状...船便扱いの書留書状

雑件...その他の物品については、2.参照

#### 1.1.2 条件付許容物品

麻薬...麻薬の乱用に関する法(1975年 Misuse of Drugs Act)の附属書1、2及び3に掲げるすべての麻薬又はすべての国際条約で輸入を禁止されているものは、名あて国の衛生局長(Directeur general des services de la sante)が発行する輸入許可書が添付されている場合に限り許される。

と博を勧誘する印刷物...フットボールその他の競技を対象としたと博を勧誘する印刷物は、名あて国の税関当局の許可を得ている場合に限り許される。

動物、動物製品...動物及び動物製品は、名あて国の関係当局(Directeur de la division de la sante des animaux au Ministere de l'agriculture et des peches)の許可を得ている場合に限り許される(調理した肉で密閉容器に入れたものは、名あて国の関係当局の許可を要しない。 )。

雑件...その他の禁止物品及び条件付許容物品については、2.参照

## 2. 小包郵便物

### 2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

#### 2.1.1 公安上の理由によるもの

##### 2.1.1.1 禁止物品

郵便物...中傷的な内容の記載を有する郵便物

放射性物質...放射性物質。

爆発物...マッチ。りん。薬きょう。カルシウム。炭化物。ナトリウム塩化物(安全性のある箱に入れて包装されているものを除く。 )。硫化石灰。爆発性又は可燃性のあるすべての物質。名あて国の爆発物に関する法律(Actes sur les matieres explosives)の規定に違反する物品

公序良俗違反物品...公序良俗に反する物品

貴重品...銀行券、硬貨、小切手、クレジットカード、証券、株券

##### 2.1.1.2 条件付許容物品

毒物(1)...次に掲げる毒物は、名あて国の 1979 年付けの法律に従って包装されている場

合に限り許される。

ひ素、ひ素の塩及びこれらの化合物。フォルムアルデヒド。クロロピクリン、シアン化カルシウム、青酸カリ、シアン化ナトリウム及びこれらの化合物。二硝化フェノール及びその類似品。臭化メチル。ニコチン及びその塩。ストリキニーネ及びその塩

毒物(2)...カンタリジン、溶解酸のジエチルアミド、サリドマイドその他名あて国の1975年付けの薬物誤用に関する法令に掲げるもの及びこれらの物質を混合したものは、1977年付け薬物誤用に関する規則に従い、名あて国の衛生大臣 (Ministre de la sante) の承認がある場合に限り許される。

## 2.1.2 公衆衛生上の理由によるもの

### 2.1.2.1 禁止物品

ブラシ...動物の毛を用いて製造され、かつ、使用上人体に接触するブラシ

毛...動物の剛毛又は毛(名あて国の衛生関係官が「よう」を伝ばさせるおそれがないと認められたものを除く。)

雑件...名あて国の規則 (Food and Drug Regulations 1973) により名あて国における販売を禁止されている物品

牛肉...牛肉製品

### 2.1.2.2 条件付許容物品

薬品...名あて国の麻酔法 (Narcotics Act 1965) により麻酔剤に指定された物品は、本邦発行の輸出許可書を添付し、かつ、名あて国の衛生局長 (Directeur general du Ministere de l'hygiene) の許可を得ている場合に限り許される。黄熱病のワクチンは、名あて国の公衆衛生局長 (Directeur de la division de la sante publique du Ministere de l'hygiene) の許可を得ている場合に限り許される。

羊毛のくず...羊毛、綿等のくずは、名あて国の関係当局の許可を得ている場合に限り許される。

羊毛製の袋...羊毛製の袋は、名あて国の税関省 (Ministere des douanes) の許可を得ている場合に限り許される。

中古の衣料品...中古の衣料品、ぼろ布及び寝具は、名あて国の税関省の許可を得ている場合に限り許される(名あて国に入国する者又は名あて国の居住者の個人的な使用に供されるものを除く。)

羊毛の見本...未加工の羊毛は、名あて国の農林省動物衛生局長 (Directeur de la division de l'hygiene animale du Departement de l'agriculture) の許可を得ている場合に限り許される。羊毛の見本は、あらかじめ名あて国の許可を得る必要はないが、場合により検査又はくん蒸されることがある。

獣毛...獣毛は、炭そ病菌の生残による危険が無視できるという名あて国関係当局担当官 (Medecin du service de sante) の意見を得た場合に限り許される。

繊維...硝酸繊維素を含有するラッカーを使用して加工してある繊維又はこれらの繊維を用いて製造された衣類は、名あて国の税関省の許可を得ている場合に限り許される。

塗料...鉛の入った塗料は、包装の表面に「Cette peinture contient du plomb」(「鉛入り塗

料含有」の意)の記載を有する場合に限り許される。

酒精飲料...酒精飲料は、名あて国の関係当局の許可を得ている場合に限り許される。

めん類...卵入りうどん、米うどん、小えび入りうどん、鶏肉入りうどん(脱水ソースのパックに入っているものを含む。)及び他の各種めん類、いんげんの繊維、いんげん棒は、商業上の製品であって密封した包装に入っていることを条件として許される。

雑件...生卵、粉末、流動体又は冷凍その他の加工をした卵及びそれらの包装材料は、名あて国の関係当局(Ministre des douanes 及び Ministre de l'agriculture)の許可を得ている場合に限り許される。

ソーセージ・ケーシング...天然の又は合成のソーセージ・ケーシングは、名あて国の関係当局(Ministere de l'agriculture et des peches)の承認を得ている場合に限り許される。

### 2.1.3 動植物保護の理由によるもの

#### 2.1.3.1 禁止物品

伝染性物質又は非伝染性物質...伝染性物質又は非伝染性物質

#### 2.1.3.2 条件付許容物品

植物...植物(米などの穀類、果物、野菜その他植物防疫法で定めるものをいう。)については、昭和25年農林省告示231号(輸出植物検疫規程)に基づき植物防疫所において縦覧に供する「植物検疫に関する諸外国の要求事項一覧表」によるものとする。

( 編集註：詳細は最寄りの植物防疫所にお問い合わせ下さい。また、米は、個人的な使用に供するため非商業的に送られる場合以外には、最寄りの地方農政局又は農政事務所への事前届出が必要です。)

果物、野菜...果物及び野菜(乾燥、かん詰、塩漬け又は瓶詰としたものを除く。)は、名あて国で定める輸入制限量を超えず、かつ、税関長(Ministre des douanes)の許可を得ている場合に限り許される(2.1.3.2『植物』を参照)。

みつばち...生きたみつばち、みつその他のみつばち製品及びみつばちの飼育に使用された道具(輸入されるみつばちのための容器を除く。)は、名あて国の関係当局(Directeur de la division des services consultatifs, Ministere de l'agriculture et des peches 又は Ministre de l'agriculture et des peches)の事前の承認を得ている場合に限り許される。

肉...肉又は肉製品は、名あて国の家畜類の輸入に関する規則(1966年改正)の規定に従って、熱消毒したうえ、密閉した容器に入れられた場合に限り許される。

魚等...海産の魚は、許される。ただし、鮭科の魚(鮭、鱒)は、摂氏110度で20分間煮たものに限り許される。軟体動物は名あて国の関係当局(The Director, Fisheries Management Division, Ministry of Agriculture and Fisheries, WELLINGTON)が定める条件を満たしている場合に限り許される。

雑件...次に掲げる物品は、名あて国の関係当局の許可を得ている場合に限り許される。

麦又は小麦粉、動物の精液、BHC 及び DDT

### 2.1.4 銃砲刀剣類の取締上の理由によるもの

#### 2.1.4.1 禁止物品

アメリカ拳等...名あて国の関係当局(Minister of Customs)の許可を得ていないアメリカ

拳、アメリカ拳付ナイフ、仕込みづえ及び他の物品に似せたすべての武器、刃を隠すことのできるナイフ、飛び出しナイフ

武器等...催涙、有害若しくは有毒のガス、煙、麻酔効果をもつガス又は抵抗できないように神経をまひさせるガスを放つ武器又は器具(医学上、外科上、獣医学上、科学上、農業上及び工業上の目的のために使用するものは除く。)

#### 2.1.4.2 条件付許容物品

銃砲...銃砲は名あて国の警察当局の許可を得ている場合に限り許される。

#### 2.1.6 その他の理由によるもの

##### 2.1.6.1 禁止物品

書籍...名あて国の著作権法に違反する書籍の複製版

公序良俗違反物品等...公序良俗に反する物品。名あて国の商標法 (Merchandise Mark Act) に違反する商品

食器...鉛又は鉛の化合物を用いて製造された食器

雑件...刑務所内で又は囚人の手で製作された物品及びこのような物品を取り扱うことを業とする者によって販売された物品

貨幣...偽造又は変造の貨幣

リチウム電池

##### 2.1.6.2 条件付許容物品

たばこ...個人の輸入するたばこの葉で1キログラムを超えないものは、到着時に熱処理をする場合に限り許される(2.1.3.2 『植物』を参照)。

カカオ...カカオの豆(粉にひいたものを含む。)は、名あて国の関係当局 (Ministre de l'agriculture et des peches) の承認を得ている場合に限り許される(2.1.3.2 『植物』を参照)。

雑件...英国の王室の紋章、名あて国の紋章又はこれらの紋章と紛らわしい紋章を有する物品は、名あて国の税関当局の許可を得ている場合に限り許される。

1秒間 60万サイクル以上の振動を人体に与える超音波治療器及び鯨の加工品は、税関当局の許可を得ている場合に限り許される。

### 3. 国際スピード郵便物

#### 1. 通常郵便物及び 2. 小包郵便物参照

### 13. オーストラリア

(ロード・ハウ島及び南極におけるオーストラリアの地域を含む。)

Australie (Ile Lord Howe 及び les territoires antarctiques australiens を含む。)

(Australia) (Lord Howe Island 及び Australian Antarctic Territories を含む。)

## 13.3 ノーフォーク(島)

### Norfolk (Iles) (Norfolk (Is.))

#### 送達 条件

##### 送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
  - (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
  - (2) 課税品包有書状.....取り扱う(様式 CN 22 の緑色の票符を付さなければならない。)
  - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....1枚(内容品の価格が300 SDR 以下の場合には不要)
  - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の外部
  - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....英語
2. 速達.....取り扱わない。
3. 保険付書状.....取り扱わない。
4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱わない。
5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱わない。
6. 名あて国における保管期間.....1か月
7. 特別郵袋印刷物
  - (1) すべての名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱わない
  - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....郵袋の外部
8. その他の特別な条件  
伝染性物質を包有する航空書留書状をあてることができる。

##### 送達条件(小包)

1. 小包の種類.....連合小包
  - (1) 大きさ及び重量の最高限
    - (ア) 平面路小包  
大きさ.....長さ 1.05 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 2 メートル
    - 重量.....20 キログラム

(イ) 航空路小包

大きさ.....長さ 1.05 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 2 メートル

重量.....20 キログラム

2. 税関告知書 CN23 の所要枚数.....1 枚
3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語.....英語
4. 速達.....取り扱わない。
5. 保険付小包.....取り扱う。  
保険金額の最高限.....2,636 SDR
6. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。  
(1)あてべき官署.....名あて交換局
7. 小包の配達方法.....窓口交付
8. 普通小包に対する受取通知.....取り扱う。
9. 名あて国における保管期間  
(1) 到着が受取人に通知された小包  
普通の場合.....1 か月  
例外の場合.....受取人の請求により2 か月  
(2) 到着通知書を発送することができなかった小包又は留置小包.....1 か月

**禁 制 品** 各国共通の条件を参照

13. オーストラリアにおいて定めるところに同じ。

# 176. バヌアツ

## Vanuatu

### 送達 条件

#### 送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
  - (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
  - (2) 課税品包有書状.....取り扱う(様式 CN 22 の緑色の票符を付さなければならない。)
  - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....1枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
  - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の外部
  - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....英語又はフランス語
2. 速達.....取り扱う。
3. 保険付書状.....取り扱わない。
4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱わない。
5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱わない。
6. 名あて国における保管期間.....1か月
7. 特別郵袋印刷物
  - (1) すべての場合に名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱う。
  - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....郵袋の外部
8. その他の特別な条件  
放射性物質を包有する航空書留書状をあてることができる。

#### 送達条件(小包)

1. 小包の種類.....連合小包
  - (1) 大きさ及び重量の最高限
    - (ア) 平面路小包  
大きさ.....長さ 1.05 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 2 メートル  
重量.....20 キログラム
    - (イ) 航空路小包  
大きさ.....長さ 1.05 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 2 メートル  
重量.....20 キログラム

2. 税関告知書 CN23 の所要枚数..... 1枚
3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語.....フランス語又は英語
4. 速達.....取り扱う。  
速達による配達を行うのは小包か到着通知書か.....小包
5. 保険付小包.....取り扱わない。
6. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。  
(あてるべき官署).....Director of Postes PORTVILA
7. 小包の配達方法.....窓口交付
8. 普通小包に対する受取通知.....取り扱う。
9. 名あて国における保管期間
  - (1) 到着が受取人に通知された小包  
普通の場合..... 1か月  
例外の場合..... 1か月
  - (2) 到着通知書を発送することができなかった小包又は留置小包..... 3か月

## **禁 制 品**    各国共通の条件を参照

### 1. 通常郵便物

#### 1.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

##### 1.1.1 禁止物品

書留書状...硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない扉、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品を包有する書留書状

印刷物...詐欺的な商品販売の宣伝記事を掲載した新聞その他の印刷物、名あて国以外の国の富くじ又は名あて国で禁止されている富くじに関する記事を掲載した新聞その他の印刷物

ライター...ブタンガス使用のライター

##### 1.1.2 条件付許容物品

麻薬...あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬を包有する保険付書状は、医療上又は学術上の目的で発送される場合に限り許される。また、これらの書状の輸入には、名あて国の公衆衛生省麻薬局 (Bureau des stupefiants du Ministere de la sante publique et de la securite sociale) が発行する許可証の呈示を必要とする。これらの書状の交付は税関検査局において税関職員から前記の許可証の所持者に対し直接に行われる。

金地金...金地金(金塊、フランス又は外国の通貨、工業用の金、加工した金製品等)を包有する郵便物は、フランス銀行 (Banque de France) があらかじめ承認した輸入申告書を名あて国の税関当局に送付する場合に限り許される(少量の金しか含んでいない物品(めっきした製品、金銀モール類等)及び個人用の又は個人用でない珠玉で総重量が 500 グラムを

超えないものを除く。)

雑件...その他の禁止物品及び条件付許容物品については、2.参照

## 2. 小包郵便物

### 2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

#### 2.1.1 公安上の理由によるもの

##### 2.1.1.1 禁止物品

爆発物等...爆発性、発火性又は危険性のある物質

弾薬...火薬、雷管、装薬した薬きょう

ライター...ブタンガス使用のライター

##### 2.1.1.2 条件付許容物品

戦争用物資...名あて国の 1939 年 4 月 18 日付け政令並びに 1939 年 8 月 14 日付け政令及びその付属文書の指定する戦争用物資は、名あて国の国防省 (Ministere d'Etat charge de la defense nationale)、外務省 (Ministere des affaires etrangeres) 及び内務省 (Ministere de l'interieur) の承認に基づき、税関局 (Direction generale des douanes) が発行する許可証が添付されている場合に限り許される。

#### 2.1.2 公衆衛生上の理由によるもの

##### 2.1.2.1 禁止物品

模造の真珠...模造の真珠

ほ乳器...管付きのほ乳器、純ゴム製である旨の表示及び製造業者又は販売業者の商標のないおしゃぶり

サッカリン...サッカリンの錠剤

##### 2.1.2.2 条件付許容物品

医薬品...一部の医薬品及び栄養剤は、名あて国の公衆衛生省薬品部 (Service central de la pharmacie au Ministere de la sante publique et de la securite sociale) 又は農務省獣医部 (Service veterinaire au Ministere de l'agriculture) の発行する許可証を添付している場合に限り許される。

麻薬...名あて国の 1962 年 12 月 31 日付け政令の B 表に掲げる麻薬及びこれらを調合して製造したものは次の条件を満たしている場合に限り許される。

- オレンジ色の地に黒色のインキで、差出人及び受取人の住所氏名並びに内容品の名称及び量を明記した票符を容易にとれないように容器又は外装にはり付けること。
- 別に黒色のインキで「Poison」(「毒物」の意)の文字を明確に印刷したオレンジ色の帯紙を容器の外装のまわりに巻くこと。
- 名あて国の社会問題省の輸入許可証を添付すること。通関免状は、署名し、かつ、名あて地の市又は警察当局の証明書を付して、1 か月以内に税関事務所に返送しなければならない。

避妊用物品...避妊用の物品、薬品、器具その他避妊的な性質を有するとみなされる物品は、名あて国の公衆衛生省の承認を得ている場合に限り許される。

### 2.1.3 動植物保護の理由によるもの

#### 2.1.3.1 禁止物品

雑件...生肉、生皮、羊の原毛、動物の毛

#### 2.1.3.2 条件付許容物品

みつばち、みつ等...みつばちは、名あて国の関係当局(Direction de la qualite)が特別の例外として認める場合に限り許される(輸入に際して職員に危害を与えず、かつ、内容品の検査を妨げることのないような箱に入れなければならない。)。みつ又はみつろうは、本邦の関係当局が発行した検疫証明書及び衛生上の検査の良好な結果が添付されている場合に限り許される(1キログラムを超えないみつで、販売を目的としないものを除く。)。天然のみつろう以外のみつろうは、少なくとも30分間100の温度にさらした旨の証明書が添付されている場合に限り許される。

ひる...ひるは、輸入の際に検疫手続の対象とはならないが、沼地の土又は苔とともに布袋に入れなければならず、当該布袋は、干し草又はわらをつめた木製の箱又はかごに入れなければならない。

植物...植物については、昭和25年8月農林省告示第231号(輸出植物検疫規程)に基づき植物防疫所において縦覧に供する「植物検疫に関する諸外国の要求事項一覧表」によるものとする。

### 2.1.5 専売上の理由によるもの

#### 2.1.5.2 条件付許容物品

たばこ...たばこは、下記のものを除き、名あて国の関係当局が輸入する場合でなければ許されない。

- 受取人の個人的な消費に当てられるたばこで、その重量が受取人1人につき年間10キログラムを超えないもの(ただし、名あて国の税関の許可がある場合には、10キログラムを超えてもよい。)

マッチ用材木...マッチ製造用の材木は、名あて国の関係当局にあてられるものでなければ許されない。

### 2.1.6 その他の理由によるもの

#### 2.1.6.1 禁止物品

偽りの表示を有する物品...名あて国で製造された旨の偽りの表示を有する物品。名あて国で製造されたものと誤認させやすい表示を有する物品

出版物...著作権侵害の出版物

計量器...名あて国で定めた単位以外を用いた計量器

農産物...農産物

雑件...詐欺的な商品販売に関係のある郵便物

ぶどう酒...名あて国以外の国で製造されたぶどう酒で、名あて国の1899年2月1日付け法律の規定する条件を満たしていないもの

かん詰...野菜、プラム又は魚のかん詰で、かんのふた又は底の中央及びそれ以外の1箇所(なんらかの表示の施されている部分であってはならない。)に、ローマ文字で明らかに製造国名がうたれていないもの

果実...酒精飲料製造用の干しぶどう、なつめやしの実その他の果実

アルコール...アルコール、アルコール分が45度以上のアニスを加えた酒精飲料、ビター、苦味剤、タール水、ゲンチアナ苦味剤及び1リットルにつき200グラムを超えない糖分を含有し、かつ、アルコール分が30度以上のこれらの類似品

リチウム電池

#### 2.1.6.2 条件付許容物品

雑件...受取人の個人的消費にあてられることが明らかな場合を除き、すべての商品は、明らかなローマ文字で、かつ、容易に消えないように原産地証明印を押してなければ許されない。

ぶどう酒等...ぶどうジュース、ぶどう液及びぶどうで造ったすべての酒は、名あて国の関係機関が定める条件に適合している場合に限り許される。

工業製品等...工業製品、石油又は各種の鉱油は、あらかじめ名あて国の関係当局の許可を得ている場合に限り許される。

サッカリン...粉末状の純良サッカリンは、名あて国の公衆衛生省が発行する許可証を添付している場合に限り許される。

複製物...書籍、新聞紙、冊子、印刷物等であって、活版、石版又は刻版によるそれらの複製物は、名あて国の内務省 (Ministere de l'interieur) の検閲に付され、その結果によっては、返送されることがある。

書籍...名あて国で発行され、かつ、名あて国以外の国で印刷されたフランス語の書籍は、その書籍の表紙、裏面及び扉に名あて国の発行者又は販売者の記載が付され、かつ、その書籍の最終頁に印刷所が属する国の国名及びその印刷者の住所氏名が記載されている場合に限り許される。また、名あて国以外の国で発行され、かつ、印刷されたフランス語の書籍については、その書籍の表紙、裏面又は扉に発行者の住所氏名が記載されているものに限り、郵送が許される。

印刷用品...書籍その他の印刷物及び文字、絵画等を彫りこんである印刷用の物品は、名あて国の関係当局の検閲に付され、その結果によっては、返送されることがある。

金ぱく等...貴金属製の物品は、品質鑑定所に提出しなければならない。ただし、貴金属のはくをつけた物品はこの限りではない。金、銀又は白金のはくを付けた物品は、名あて国に居住し、かつ、それを最初に販売した商人の極印が押してある場合に限り許される(この極印については、名あて国の1908年7月16日付け政令参照)。また消費財又は仮輸入としての金地金(金貨、金ののべ棒、金塊又は金の板、工業用又はその他の用途に使用される金、金のくず及び金製品)の輸入は、フランス銀行が交付する輸入許可証を提示する場合に限り許される(少量の金しか含んでいない物品(めっきした製品、金銀モール類等)及び個人用の又は個人用でない珠玉で総重量が500グラムを超えないものを除く。)。宝石類及び真珠は、名あて国の1968年11月29日付け政令第1089号に定められた条件を満たしてい

なければならない。

計量器...計量器は、名あて国の計量器管理局 (Service des instruments de mesure) の許可を得ている場合に限り許される。

寒暖計等...体温計、酒精計、播計及び寒暖計は、名あて国において検査に付され、その結果によっては、返送されることがある。

遺骨つぼ...遺骨つぼは、ねじ又はボルトによって固く閉じられる金属性の箱に入れ、更に、1センチメートルを下らない厚さの木箱に納めなければならない。

# 130. パプアニューギニア

## Papouasie-Nouvelle-Guinee

### (Papua New Guinea)

#### 送達 条件

##### 送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
  - (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
  - (2) 課税品包有書状.....取り扱う(様式 CN 22 の緑色の票符を付さなければならない。)
  - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....1枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
  - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の外部
  - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....英語
2. 速達.....取り扱わない。
3. 保険付書状.....取り扱わない。
4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱わない。
5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱う。
6. 名あて国における保管期間.....1か月
7. その他の特別な条件  
パプアニューギニアあて郵便物のあて名に「PAPUA NEW GUINEA」以外の国名を有するものは、返送される。
8. 特別郵袋印刷物
  - (1) すべての場合に名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱う。
  - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....郵袋の外部

##### 送達条件(小包)

1. 小包の種類.....連合小包
  - (1) 大きさ及び重量の最高限
    - (ア) 平面路小包  
大きさ.....長さ 1.05 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 2 メートル  
重量.....25 キログラム
    - (イ) 航空路小包

大きさ.....長さ 1.05 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 2 メートル

重量.....25 キログラム

2. 税関告知書 CN23 の所要枚数..... 1 枚
3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語.....英語
4. 速達.....取り扱わない。
5. 保険付小包.....取り扱う。  
保険金額の最高限.....120 SDR
6. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。  
(あてべき官署).....Boroko International Mail Exchange, Post PNG Limited, P.O.Box 2855, BOROKO. NCD, PAPUA NEW GUINEA
7. 小包の配達方法.....配達人による配達及び窓口交付
8. 普通小包に対する受取通知.....取り扱う。
9. 名あて国における保管期間
  - (1) 到着が受取人に通知された小包.....30 日
  - (2) 到着通知書を発送することができなかった小包又は留置小包.....30 日
10. その他の特別な条件
  - (1) パプアニューギニアあて郵便物のあて名に「PAPUA NEW GUINEA」以外の国名を有するものは、返送される。

## 送達条件(国際スピード郵便)

1. 取扱地域.....全地域
2. 大きさ及び重量の最高限
  - (1) 大きさ.....長さ 1.5メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計3メートル
  - (2) 重量.....30 キログラム
3. 必要な記載、税関用紙等
  - (1) 業務用書類等を送る場合.....「Business Papers」の記載
  - (2) その他の物品を送る場合.....税関告知書 CN22 又は税関告知書 CN23
4. 税関告知書 CN23 の所要枚数..... 1 枚
5. 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....英語
6. 配達日.....月曜～土曜(祝日の配達は行わない。)
7. 配達方法
  - (1) あて所への配達.....行う。
  - (2) 私書箱への配達.....行う。
  - (3) 窓口での交付.....行う。
8. 国際スピード郵便の名称.....International Priority Paid Mail Service

# 禁制品

各国共通の条件を参照

## 1. 通常郵便物

### 1.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

#### 1.1.1 禁止物品

収集用切手類...収集用切手を包有する書留とした郵便物で虚偽のあて名を有するもの

#### 1.1.2 条件付許容物品

貨幣、貴金属...硬貨、銀行券、紙幣又はすべての持参人払有価証券、白金、金、銀、珠玉、宝石及びその他の貴重品は、書留書状として送付する場合に限り許される。

雑件...その他の物品については、2.参照

## 2. 小包郵便物

### 2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

#### 2.1.1 公安上の理由によるもの

##### 2.1.1.2 条件付許容物品

催いん剤...カンタリス又はその他の催いん剤は、名あて国の関税・一般税務担当相 (Minister for Customs and Excise) の許可を得ている場合に限り許される。

グリコール...グリコールを含有する食品、飲料及び医薬品は、名あて国の関税・一般税務担当相の許可を得ている場合に限り許される。

印刷物、広告等...名あて国の輸入禁止物品に関するすべての広告。名あて国又はその他の国の政府若しくはあらゆる形式の法律の暴力による転覆及び破棄並びに官公吏の暗殺若しくは財産の不法な破壊を扇動する性質の文書は、名あて国の関税・一般税務担当相の許可を得ている場合に限り許される。

花火...あらゆる種類の花火は、名あて国の関税・一般税務担当相の許可を得ている場合に限り許される。

#### 2.1.2 公衆衛生上の理由によるもの

##### 2.1.2.1 禁止物品

アブサント...アブサント

寝具等...中古の寝具。毛くず、綿くずその他のぼろ及びそれらで作られた寝具その他の物品

あへん用パイプ...あへん用パイプ並びにその部品及び付属品

ブランデー...ブランデーの模造品

茶がら...茶がら

結核予防薬...結核予防薬

### 2.1.2.2 条件付許容物品

麻薬...麻酔剤、幻覚剤、アンフェタミン及びその他の中枢神経系に対する刺激物並びにバルビツール剤(催眠剤の一種)は、名あて国の関係当局(Minister for Customs and Excise)の許可を得ている場合に限り許される。

治療用品...電気、超音波、磁気又は放射性元素の作用により治療効果をもつ物品は、名あて国の関税・一般税務担当相の許可を得ている場合に限り許される。

麻袋...中古の麻袋は 90 日間留め置かれた後、場合によっては名あて国の主任検疫官(Chief Quarantine Officer)の指示に基づく消毒手続を経、かつ、名あて国の関税・一般税務担当相の許可を得ている場合に限り許される。

有毒な商品...名あて国の関税・一般税務担当相により、公衆に対して危険、かつ、有害であるとされた商品は、同相の許可を得ている場合に限り許される。

菓子...酒精飲料入りの菓子は、名あて国の関税・一般税務担当相の許可を得ている場合に限り許される。

宿酔の薬等...宿酔、酒精中毒、ニコチン中毒又はあへん、コカインその他の薬品中毒の解毒剤は、名あて国の関税・一般税務担当相の許可を得ている場合に限り許される。

薬剤等...内服薬及び外用薬は、名あて国の保健局長官(Director General for the Department of Health)の許可を得ている場合に限り許される。

人骨等...科学上の目的で使用される人間の骨及び組織は、名あて国の検疫所長の許可を得ている場合に限り許される。

じゅうたん...中古のじゅうたん及びその類似品は、名あて国の主任検疫官の定める消毒を行った場合に許される。

中古の衣料...中古の衣料(自己又は家族用に輸入する物を除く。)は、名あて国の主任検疫官の許可証のある場合に限り許される。

放射性物質...放射性物質(ラジウム及び放射性同位元素を含む。)及びそれを含む物品は、所定の条件にかなっている場合に限り許される。

ワクチン等...種痘用ワクチン、乳剤及び血しょうは、名あて国の検疫所長の許可を得ている場合に限り許される。

病原菌等...病原菌、細菌及び病原体並びにこれらを含み又は含有しているおそれのある培養菌、ビールス等の物質は、名あて国の検疫所長の許可を得ている場合に限り許される。

### 2.1.3 動植物保護の理由によるもの

#### 2.1.3.1 禁止物品

動物製品等...はちの巣、動物性の肥料(グアノを除く。)、動物のぼうこう、卵の包装用品、中古の動物用世話具(馬具を除く。)、乾燥させた血液及び血液たん白質、肉及び肉製品、調理した肉及び動物の食用部分、豚肉のかん詰、動物の胃袋及びその未加工のエキス、あらゆる形態の牛乳、動物の精液、鳥の死がい及び食用部分(家きんを含む。)、卵、卵うど

ん、あらゆる形態の卵白、鳥の羽根並びに殻つきのかき  
土壌...土壌(植物その他に少量付着したものを含む。)

植物...植物については、昭和 25 年 8 月農林省告示第 231 号(輸出植物検疫規程)に基づき植物防疫所において縦覧に供する「植物検疫に関する諸外国の要求事項一覧表」によるものとする。

#### 2.1.3.2 条件付許容物品

動物、動物製品...動物、なめしていない皮革で作った太鼓、狩の記念品その他のあらゆる動物製品、ワクチン又は培養体及びはちみつは、名あて国の税関当局又は検疫課(Service de la sante )の許可を得ている場合に限り許される。煮た肉及び肉のかん詰(豚肉を除く。)は、重量、保管場所及び温度の状態についての明細書並びに政府当局及び製造業者の証明書を有している場合に限り許される。生きた魚及び魚の卵は、関税・一般税務担当相の許可を得、かつ、衛生規則を遵守している場合に限り許される。はちみつは、名あて国の主任検疫官にあてて発送される場合に限り許される。動物の毛は、その洗浄についての明細書がある場合に限り許される。は虫類及び魚の皮は、名あて国の検疫担当官の許可がある場合に限り許される。重量が3ポンド(1.362 キログラム)以下の羊毛及び羊毛の見本は、発送及び消毒について名あて国の規定する条件を満たし、かつ、船便によって発送される場合に限り許される。魚及び鯨で作られた家畜用飼料は、船便によって発送される場合に限り許される。昆虫及び昆虫の寄生虫は、実験又は動植物保護を目的とするもので検疫所長の許可を得ているものに限り許される。

植物...植物については、昭和 25 年 8 月農林省告示第 231 号(輸出植物検疫規程)に基づき植物防疫所において縦覧に供する「植物検疫に関する諸外国の要求事項一覧表」によるものとする。

雑件...わら類による包装は検疫所長の許可を得た場合にのみ許される。

#### 2.1.4 銃砲刀剣類の取締上の理由によるもの

##### 2.1.4.1 禁止物品

消音装置...銃砲の消音装置

##### 2.1.4.2 条件付許容物品

武器...次に掲げる物品は、名あて国の関税・一般税務担当相の許可を得ている場合に限り許される。

- 化学戦争に使用するガス、化学製品及び化学装置
- ピistol及びピistolの部分品
- 口径 0.22 インチ(約 5.6 ミリ)以上の銃砲及びその部分品
- 短刀、ジャックナイフ、こん棒、おの、メリケン、仕込みづえ、仕込み銃
- ガス銃

#### 2.1.6 その他の理由によるもの

##### 2.1.6.1 禁止物品

貨幣...偽造の貨幣

たばこ等...爆発性のある葉巻及び紙巻たばこ

銀行券...銀行券の模造品

送り状...未使用の又は一部分のみ記入した送り状用紙

マッチ...マッチ

お守り...護符及びその他のお守り

リチウム電池

雑件...偽造商標をはり付けてある商品。製法又は品質に関し、政府、官公吏等の保証を偽って表示してある商品。全部又は一部が囚人によって製作された物品

#### 2.1.6.2 条件付許容物品

貨幣、貴金属...硬貨、銀行券、紙幣又はすべての持参人払有価証券、白金、金、銀、珠玉、宝石及びその他の貴重品は、保険付小包として送付する場合に限り許される。

紋章等...名あて国又はその領土に関する国旗又は紋章若しくはこれらと誤認されやすい図柄を表示した物品

絶縁導体...絶縁導体及び電線は、名あて国で定める条件を満たしている場合に限り許される。

砂糖等...砂糖きび、てん菜、糖みつ及びゴールデン・シロップの名で知られる製品は、名あて国の第一次産業相の許可を得ている場合に限り許される。

フィルム等...映画用又は写真用のフィルム及び名あて国により輸入される映画の広告のために用いられる物品は、名あて国の政府が規定する条件を満たしている場合に限り許される。

体温計...体温計は、名あて国で定める条件を満たしている場合に限り許される。

マーガリン...マーガリンその他の人造バターは、名あて国で定められたとおりに着色し、かつ、小包に内容品をめいりように指示した場合に限り許される。

### 3. 国際スピード郵便物

#### 1. 通常郵便物及び 2. 小包郵便物参照

## 66.9 ピトケアン

### Pitcairn

#### 送達 条件

##### 送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
  - (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
  - (2) 課税品包有書状.....取り扱う(様式 CN 22 の緑色の票符を付さなければならない。)
  - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....1枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
  - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の外部
  - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....英語
2. 速達.....取り扱わない。
3. 保険付書状.....取り扱わない。
4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱わない。
5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱う。
6. 名あて国における保管期間.....2か月
7. 特別郵袋印刷物
  - (1) すべての名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱わない(税関検査に付される場合のみ可)
  - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....郵袋の外部

##### 送達条件(小包)

1. 小包の種類.....連合小包
  - (1) 大きさ及び重量の最高限
    - (ア) 平面路小包  
大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル  
重量.....10 キログラム
    - (イ) 航空路小包  
大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル  
重量.....10 キログラム

2. 税関告知書 CN23 の所要枚数..... 1枚
3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語.....英語
4. 速達.....取り扱わない。
5. 保険付小包.....取り扱わない。
6. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。  
(あてるべき官署).....Postmaster, PITCAIRN ISLAND
7. 小包の配達方法.....窓口交付
8. 普通小包に対する受取通知.....取り扱わない。
9. 名あて国における保管期間
  - (1) 到着が受取人に通知された小包  
普通の場合..... 3週間  
例外の場合..... 2か月
  - (2) 到着通知書を発送することができなかった小包又は留置小包..... 2か月

## 禁 制 品

各国共通の条件を参照

### 1. 通常郵便物

#### 2. 参照

### 2. 小包郵便物

#### 2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

##### 2.1.2 公衆衛生上の理由によるもの

##### 2.1.2.2 条件付許容物品

医薬品...医薬品は、名あて地の軍医の承認又は開業医の処方せんがある場合に限り許される。

酒精飲料...酒精飲料は、名あて地の総督の発行する許可証がある場合に限り許される。

##### 2.1.3 動植物保護の理由によるもの

##### 2.1.3.2 条件付許容物品

植物...熱帯地方の植物は、名あて地の評議会(The Island Council)の発行する許可証がある場合に限り許される。熱帯地方以外の地域の植物は、本邦の関係当局の発行する、当該植物が病気又はペストにかかっていない旨の証明書がある場合に限り許される。

動物...動物は、名あて地の評議会の発行する許可証がある場合に限り許される。

##### 2.1.4 銃砲刀剣類の取締上の理由によるもの

#### 2.1.4.2 条件付許容物品

武器、弾薬...武器及び弾薬は、警察官の事前の承認がある場合に限り許される。

#### 2.1.6 その他の理由によるもの

##### 2.1.6.1 禁止物品

リチウム電池(ただし、国際郵便約款別記14の2の差出条件(船便扱いとすること等)を満たすリチウム電池を除く。)

雑件...書状料金が課される物品。わいせつな及びみだらな物品。

# 58. フィジー

## Fidji (Fiji)

### 送達 条件

#### 送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
  - (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
  - (2) 課税品包有書状.....取り扱う(様式 CN 22 の緑色の票符を付さなければならない。)
  - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....1枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
  - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の外部
  - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....英語
2. 速達.....取り扱う。
3. 保険付書状.....取り扱う。
  - (1) 保険金額の最高限.....270 SDR
  - (2) 課税品包有の保険付書状については 1.(2) ~ 1.(5)参照
4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱わない。
5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱う。
6. 名あて国における保管期間.....2か月
7. 特別郵袋印刷物
  - (1) すべての名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱う。
  - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....郵袋の外部

#### 送達条件(小包)

1. 小包の種類.....連合小包
  - (1) 大きさ及び重量の最高限
    - (ア) 平面路小包  
大きさ.....長さ 1.05 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 2 メートル  
重量.....20 キログラム
    - (イ) 航空路小包  
大きさ.....長さ 1.05 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 2 メートル  
重量.....20 キログラム

2. 税関告知書 CN23 の所要枚数..... 1 枚
3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語.....英語
4. 速達.....取り扱わない。
5. 保険付小包.....取り扱う。  
保険金額の最高限.....263 SDR
6. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。  
(あてべき官署).....Suva Mail centre, Laucala Beach, Suva
7. 小包の配達方法.....窓口交付
8. 普通小包に対する受取通知.....取り扱う。
9. 名あて国における保管期間
  - (1) 到着が受取人に通知された小包  
普通の場合.....28 日  
例外の場合.....1 か月
  - (2) 到着通知書を発送することができなかった小包又は留置小包  
普通の場合.....28 日  
例外の場合.....1 か月
10. その他の特別な条件
  - (1) 種子又は植物を包有する小包は、原産地証明書を内部に入れなければならない。
  - (2) 小包の送状に、できる限り受取人の電話番号を記載する。

## 送達条件(国際スピード郵便)

1. 取扱地域・全地域
2. 大きさ及び重量の最高限
  - (1) 大きさ.....長さ 1.05 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 2メートル
  - (2) 重量.....20 キログラム
3. 必要な記載、税関用紙等
  - (1) 業務用書類等を送る場合.....「Business Papers」の記載、税関告知書 CN22
  - (2) その他の物品を送る場合.....税関告知書 CN23(商品の場合は、さらにインボイス 1 通)
4. 税関告知書 CN23 の所要枚数..... 1 枚
5. 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....英語、フィジー語及びヒンディー語
6. 配達日.....月曜～金曜(祝日の配達は行わない。)
7. 配達方法
  - (1) あて所への配達.....行う。
  - (2) 私書箱への配達.....行う。
  - (3) 窓口での交付.....行う。

## 8. 国際スピード郵便の名称.....Express Mail Service

### 禁制品 各国共通の条件を参照

#### 1. 通常郵便物

##### 1.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

###### 1.1.1 禁止物品

雑件...禁止物品については 2.参照

###### 1.1.2 条件付許容物品

麻薬...あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬を包有する保険付書状は、医学上又は科学上の目的で発送され、かつ、名あて地の医務長官 (Director of Medical Services) の許可を得ている場合に限り許される。

雑件...その他の条件付許容物品については、2.参照

#### 2. 小包郵便物

##### 2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

###### 2.1.1 禁止物品

公序に反する物品...公の秩序に反する物品

弾薬、マッチ...携帯銃砲用の装薬した金属性の雷管及び薬きょう、不爆発性の大砲用信管原料並びにマッチ

染料...染料

ナイフ...飛び出しナイフ

放射性物質...放射性物質

通貨等...銀行券又はその他の形態を有する通貨

リチウム電池(ただし、国際郵便約款別記 14 の 2 の差出条件(船便扱いとすること等)を満たすリチウム電池を除く。)

###### 2.1.2 条件付許容物品

麻薬...あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬は、医学上又は科学上の目的で発送され、かつ、名あて地の医務長官の許可を得ている場合に限り許される。

植物...植物は、名あて地の関係当局の許可を得なければ許されない。

たばこ...たばこ、葉巻及び嗅ぎたばこを発送する場合には、その重量が 11 ポンドを超えてはならず、かつ、他の商品と合装してはならない。

酒精飲料...酒精飲料は、商品見本として発送される場合に限り許される。ただし、その量が 0.57 リットルを超えてはならず、かつ、他の商品と合装されてはならない。

### 3. 国際スピード郵便物

1. 通常郵便物及び
2. 小包郵便物参照

## 60. フランス

(コルシカ、アンドラ及びマイヨットを含む。)

France (Corse、Andorre 及び Mayotte を含む。)

(France (Corsica、Andorra 及び Mayotte を含む。))

### 60.2 フランスの海外領土

#### 60.2.2 仏領ポリネシア

#### Polynesie Francaise (French Polynesia)

#### 送達 条件

##### 送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
  - (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
  - (2) 課税品包有書状.....取り扱う(様式 CN 22 の緑色の票符を付さなければならない。)
  - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....1枚(内容品の価格が300 SDR 以下の場合には不要)
  - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の外部
  - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....フランス語
2. 速達.....取り扱わない。
3. 保険付書状.....取り扱う。
  - (1) 保険金額の最高限.....航空路 3,136 SDR・平面路 630 SDR
  - (2) 課税品包有の保険付書状については1.(2)~1.(5)参照
4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。

(あてべき官署).....Direction de la Poste et des services financiers, 98700 PAPEETE,  
TAHITI, POLYNESIE FRANCAISE  
TAHITI, POLYNESIE FRANCAISE
5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱う(ただし、銀行券を包有する場合に限る。)
6. 名あて国における保管期間.....15日(到着の日から2週間は算入しない。留置郵便物については、名あて人の希望により2か月)
7. 特別郵袋印刷物
  - (1) すべての名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱う。
  - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....郵袋の外部

## 送達条件(小包)

1. 小包の種類.....連合小包
  - (1) 大きさ及び重量の最高限
    - (ア) 平面路小包  
大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル  
重量.....30 キログラム
    - (イ) 航空路小包  
大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル  
重量.....30 キログラム
2. 税関告知書 CN23 の所要枚数.....3 枚
3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語.....フランス語又は英語
4. 速達.....取り扱わない。
5. 保険付小包.....取り扱う。  
保険金額の最高限.....航空便 3,543 SDR、平面路 3,475 SDR
6. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。  
(あてべき官署).....Centre de Traitement du Courrier Motu Uta 98715, Motu-Uta, Papeete, Tahiti, Polynésie Française
7. 小包の配達方法.....窓口交付
8. 普通小包に対する受取通知.....取り扱う。
9. 名あて国における保管期間
  - (1) 到着が受取人に通知された小包  
普通の場合.....30 日  
例外の場合.....2 か月
  - (2) 到着通知書を発送することができなかった小包又は留置小包.....30 日

## 禁制品

各国共通の条件を参照

### 1. 通常郵便物

#### 1.1 輸入を禁止される物品

書留書状...紙幣、各種の持参人私有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない

白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品を包有する書留書状

硬貨...硬貨

商標偽造物品...偽造商標を付けた物品

アプサント...アプサント

飲料...食欲増進用の酒精飲料

かん詰...製造国名を表示していないかん詰

体温計...体温計(フランスの技術職業学校 (Conservatoire des arts et metiers) の検印のあるものを除く。)

雑件...その他の物品については、2.参照

## 2. 小包郵便物

### 2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

#### 2.1.1 禁止物品

植物等...やしの木、芭蕉、砂糖きび、木綿、カカオの木、コーヒーの木

武器、弾薬...銃砲、火薬及び弾薬

土壌...土壌、堆肥

リチウム電池

#### 2.1.2 条件付許容物品

麻薬...あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬は、医学上又は科学上の目的で発送され、かつ、受取人が名あて地の関係当局の許可を得ている場合に限り許される。

雑件...次に掲げる物品は、名あて地の関係当局の許可を得ている場合に限り許される。

- 2.1.1 に掲げた以外の植物、その種子及び苗木
- 狩猟用の銃

## 60. フランス

(コルシカ、アンドラ及びマイヨットを含む。)

France(Corse、Andorre 及び Mayotte を含む。)

(France(Corsica、Andorra 及び Mayotte を含む。))

### 60.2 フランスの海外領土

## 60.2.3 ワリス及びフツナ

# Wallis et Futuna (Wallis and Futuna)

## 送達 条件

### 送達条件(通常)

#### 1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物

- (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
- (2) 課税品包有書状.....取り扱う(様式 CN 22 の緑色の票符を付さなければならない。)
- (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....1枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
- (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の外部
- (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....フランス語

#### 2. 速達.....取り扱う。

#### 3. 保険付書状.....取り扱う。

- (1) 保険金額の最高限.....航空路 3,833 SDR・平面路 630 SDR
- (2) 課税品包有の保険付書状については 1.(2) ~ 1.(5)参照
- (3) 名あて国における取扱局.....保険付書状は、Mata-Utu 及び Sigave 郵便局区内にあて  
るものに限る。

#### 4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。

(あてべき官署).....Mata-Utu 及び Sigave

#### 5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱う。

#### 6. 名あて国における保管期間.....1か月

#### 7. 特別郵袋印刷物

- (1) すべての名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱う。
- (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....郵袋の外部

### 送達条件(小包)

#### 1. 小包の種類.....連合小包

- (1) 大きさ及び重量の最高限

(ア) 平面路小包

大きさ.....長さ 1.05 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 2 メートル

重量.....20 キログラム

(イ) 航空路小包

大きさ.....長さ 1.05 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 2 メートル

重量.....20 キログラム

2. 税関告知書 CN23 の所要枚数..... 1 枚
3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語..... フランス語
4. 速達..... 取り扱わない。
5. 保険付小包..... 取り扱う(航空路に限る。)  
保険金額の最高限..... 1,200 SDR
6. 取戻し及びあて名変更..... 取り扱う。  
(あてべき官署)..... Bureau de Mata Utu, SIGAVE
7. 小包の配達方法..... 窓口交付
8. 普通小包に対する受取通知..... 取り扱う。
9. 名あて国における保管期間
  - (1) 到着が受取人に通知された小包  
普通の場合..... 1 か月  
例外の場合..... 2 か月
  - (2) 到着通知書を発送することができなかった小包又は留置小包..... 2 か月

## 禁 制 品 各国共通の条件を参照

### 1. 通常郵便物

#### 2. 参照

ただし、名あて地において輸入を禁止する物品であっても、あらかじめ名あて地の税関当局 (Direction Generale des douanes) の許可を得たものは、通常郵便により発送することができる。

### 2. 小包郵便物

#### 2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

##### 2.1.1 公安上の理由によるもの

##### 2.1.1.1 禁止物品

雑件...黄りんマッチ、公序良俗に反する物品

## 2.1.2 公衆衛生上の理由によるもの

### 2.1.2.1 禁止物品

酒精飲料...すべての酒精飲料

サッカリン...サッカリン及びこれと類似の物質(薬剤師にあてるものを除く。)

### 2.1.2.2 条件付許容物品

麻薬...あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬を包有する保険付書状は、フランス本国の大蔵省関税局禁制品課 (Bureau des prohibitions, Direction Generale des douanes, Ministere des finances, Rue de Rivoli, Paris 1) の許可を得ている場合に限り許される。

化学製品...健康上有害なエキス及び化学製品は、名あて地の関係当局の許可を得ている場合に限り許される。

## 2.1.3 動植物保護の理由によるもの

### 2.1.3.2 条件付許容物品

植物...植物は、名あて地の関係当局の許可を得ている場合に限り許される。

動物製品...動物を原料とする製品は、名あて地の関係当局の許可を得ている場合に限り許される。

## 2.1.4 銃砲刀剣類の取締上の理由によるもの

### 2.1.4.1 禁止物品

銃砲...小売商以外の者にあてた銃砲

### 2.1.4.2 条件付許容物品

武器、弾薬...銃砲、火薬及び弾薬は、名あて地の警察にあてるものを除き許されない。ただし、空気を圧縮して弾丸を飛ばす銃(子供用のがん具を除く。)は、名あて地の関係当局の許可を得ている場合に限り許される。

## 2.1.6 その他の理由によるもの

### 2.1.6.1 禁止物品

雑件...製造地、製造業者その他の事項について偽りの記載を有する商品

はかり、物差...十進法以外の単位制のはかり及び物差

印刷物...著作権侵害の印刷物

酒精飲料...ほしぶどう、いちじく、なつめやし又はこれらと類似の果実で作った酒精飲料でぶどう酒として販売されているもの

リチウム電池

### 2.1.6.2 条件付許容物品

機械、器具...貨幣の鑄造に使用される機械及び器具は、名あて地の関係当局の許可を得ている場合に限り許される。

フィルム、レコード...フィルム、レコード及びソノシートは、名あて地の関係当局の許可を得ている場合に限り許される。